

(第一類 第二号)

第九十一回国会 地方行政委員会 議議録 第七号

(一六三)

		昭和五十五年三月十八日(火曜日)	
		午前十時四十二分開議	
出席委員		出席委員長 塩谷 一夫君	
		理事 石川 要三君	理事 大石 千八君
		理事 中村 弘海君	理事 松野 幸泰君
		理事 小川 省吾君	理事 神沢 浄君
		理事 小瀬 新次君	理事 三谷 秀治君
		理事 河村 勝君	理事 部谷 孝之君
		池田 龜井 岸田 龜井	田島 龍井 岸田 龜井
		鈴木 静香君	鈴木 静香君
		文武君 淳君	丹羽 雄哉君
		椎名 素夫君	加藤 万吉君
		井岡 大治君	細谷 治嘉君
		斎藤 実君	吉井 光照君
		巖君	田島 衛君
出席國務大臣		自治大臣 後藤田正晴君	同日 同月十七日
		自治大臣官房長 証官 石見 隆三君	同日 同月十七日
		自治大臣官房審議官 花岡 圭三君	同日 同月十七日
		自治省行政局長 砂子田 隆君	同月十八日 同月十八日
		自治省財政局長 土屋 佳照君	地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)
		自治省税務局長 石原 信雄君	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
委員外の出席者		地方行政委員会 調査室長 岡田 純夫君	同月十八日 同月十八日(火曜日)
		同月十日 出第二八号)	地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提
委員の異動	三月七日 辞任 加藤 万吉君	同月十日 補欠選任 稲葉 誠一君	る請願(井岡大治君紹介)(第二四五号)
			同外三件(上原康助君紹介)(第二四五六号)
			同(齋藤実君紹介)(第二四一七号)
			同(柴田弘君紹介)(第二四一八号)
			同外二件(嶋崎謙君紹介)(第二四一九号)
			地方自治財政の確立等に関する請願(池田克也君紹介)(第二四二〇号)
			は本委員会に付託された。
			行政書士法の一部改正に関する請願外九件(大石千八君紹介)(第一八五九号)
			退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(井岡大治君紹介)(第一八六〇号)
			同外四件(小川省吾君紹介)(第一八六一號)
			同外三件(河野正君紹介)(第一八六二号)
			同外一件(神沢淨君紹介)(第一八六三号)
			同外三件(堀昌雄君紹介)(第一八六四号)
			同外一件(前川旦君紹介)(第一八六五号)
			同外三件(山口鶴男君紹介)(第一八六六号)
			同外一件(飛鳥田一雄君紹介)(第一九一二号)
			同外一件(松浦利尚君紹介)(第一九一三号)
			同(新井彬之君紹介)(第一九七六号)
			同外一件(谷口は巨君紹介)(第一九七七号)
			同外二件(吉井光熙君紹介)(第一九七八号)
			高等教育増設のため地方税財政制度改善に関する請願(竹入義勝君紹介)(第一九一四号)
			同月十一日 退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第一九一八号)
			同(木原実君紹介)(第一九一三号)
			同(井岡大治君紹介)(第一九一九号)
			同(金子みつ君紹介)(第一九一〇号)
			同月十二日 退職地方公務員の共済年金・恩給等改善に関する請願(井岡大治君紹介)(第一九一六号)
			同(金子みつ君紹介)(第一九一七号)
			同(細谷治嘉君紹介)(第一九一三号)
			同月十三日 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
			○塩谷委員長 これより会議を開きます。
			この際、理事の辞任についてお諮りいたします。
			理事河村勝君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
			○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
			引き続き、理事の補欠選任を行うのでありまするが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。
			〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
			○塩谷委員長 御異議なしと認めます。
			それでは、委員長は部谷孝之君を理事に指名いたします。
			質疑の申し出があるので、順次これを許

します。神沢淨君。

○神沢委員 私はまず大臣にお尋ねをいたしたいと思います。この答申のところが、やはり十二分に尊重して実行していく。この改正案の内容を見ますと、事業税及び住民税の一部手直しというようなところが柱になつておるようですが、これはやはりいま目前のインフレ的な経済情勢というものの後追いをしておるようなことにすぎぬではないかというふうに受けとめざるを得ないわけでありまして、答申の中で言つておりますいわゆる地方の時代に対応したことについては、どうもこの改正案の内容といふのはおよそ無縁のような内容ではないかということになります。大体五十五年度の地租財政計画の中で歳入中に占めておる税の割合といふのはわずかに三六・二%、これは昨年より比率的には少ない、こういう現状になつておると思いまます。

さつきも大都市関係の代表の方たちの陳情なども聞いたわけなんだと思いますが、全国知事会の要望意見などを見てみましても、これはぜひひとつ五〇%の線だけはとにかく上げてほしいといふような非常に強い意見があるわけですから、この十七次答申というものにどう対応されておるのか、そして今度の改正案は自治省の考え方の中ではどうこの答申に対しての位置づけがされておるのかというふうな点が何とも納得がしかねるわけでありまして、まずそれらの点について大臣の意見を承りたいと思います。

○後藤田国務大臣 十七次の地方制度調査会、

から、地方分権の推進を図れ、それがためには地主財政の基礎の強化をする必要がある、それがたゞ

には地方税源の充実強化を図るべきである、こういう御答申をいただいておるわけでございます。私どももそういう趣旨は十分わかつておりますので、できるだけ何とかしたいといふ考えは持つておりました、同時にまた、最近の経済情勢等を踏まえまして、一体そういうた環境にあるのかないのかと、そういうこともいろいろ考えたわけでございます。十七次の答申の中にも、具体化についてはさらに引き続いて検討する、こういう御答申もいただきております。そこで、ことしの改正に当たりましては、そういっただ十七次の御答申の趣旨と、引き続いて検討するということで十八次の地方制度調査会の会長の御意見、これらを踏まえまして、五十五年度の改正の際には、税負担の適正化ということ、当面現在の税制の中での地方税源の充実強化ということだけを改正することにして国会の御審議を仰ごう、こういう方針になつたわけでござります。

したがつて、御質疑の中にござりますように、十七次の基本的な地方の税源の充実強化といふ点から見るならば、自治省の考え方そのものがまさに理解に苦しむ、こういった御懸念も私どもとしては十分わかっておりますつもりでございます。ただ、十七次の答申というのは御案内のように、中長期にわたる地方制度全般の大きな改革ということでございまするので、私どもとしてはあの趣旨に沿つて、これは粘り強い中長期にわたる大きな課題だということで取り組んでいきたい、かようには実は考えておるような次第でございます。

○神沢委員 いまの大臣の御答弁を聞いておりますと、決意は決意だけれども、本音は間に合わないんだというように受け取らざるを得ないですけれども、そういうことのどちらか、私はそんなことでもつて、いませつかく地方の時代云々といふようなことが言われておる折から、本当にこの情勢に対応し問題の打開が図つていいのかどうか、まことにおぼつかない感がしてなりません。これは局長さんでいいですけれども、関連でお聞きをしておきたいと思うのですが、わけても、

市町村の歳入の中に占める税収入の割合を見ますと、昭和三十年代の前半においては四五%台ぐらゐのものを確保できておった、そのぐらいの水準は保持されておつた。その後は逐年低下が続きまして、昭和五十三年決算では三〇%をやつと占めておるにすぎない、こういう状況だと思うのですが、大体本年あたりはどうなるのか、ちょっとと見通しを述べていただきたいと思う。

○石原政府委員 御指摘のように、三十年度のところから五十三年度のころまでの決算を見ますと、市町村の歳入中に占める税収入の割合は逐年低下をしておりまして、五十三年度決算では三〇%をぎりぎりという状況でござります。五十五年度の市町村の税収の割合がどうなるか、これは決算の動向いかんでございますが、地方財政計画上の税収入割合は五十四年度よりも若干上昇しておりますので、地方財政計画と同じような傾向で決算が進むならば若干上昇することが期待できるのではないか、このように見ております。

○神沢委員 それにもとにく若干程度のことでもつて、なかなかこれはもう問題の打開などということに取り組んでおる姿勢とは私どもには受けとめられないわけであります。特にこれは言うまでもありませんけれども、大平内閣になつてから地方重視というものは内閣の政策のかなり基本的な柱として据えておられる。田園都市国家構想というようなことを言つておられるのですが、口先だけでは言つておつても、少しもそれを裏打ちするような実体的なものがあらわれてこないということになりますと、これは国民をだましでおると同じようなことにならざるを得ない、そんな点は少しも認められないと受けとめているわけなんですが、地方財政計画の上においても、そういう内閣の考え方というものがどう具現されようとしているのか、またこの税財政制度の上においても、それがどんなように用意をされているの

かというような点をもう一度大臣に有りたしと用いますし、端的に言えば、大体基本的な制度改革というようなものに本当に取り組んでいこうとしておるのか、取り組んでいく決意というものを実際に持つておるのか。持つておるとすれば、たとえばことしはこういうスタートをしたとしても、今後どういうようにやつていくかというようなお考えがあろうと思うのですが、そういうような点をお聞きをしておきたいと思います。

○後藤田国務大臣 御質問のような御批判もあるかと思いますけれども、地方の問題というのはやはり国全体の中で国と地方を通ずる大きな課題でございます。したがつて、根本的にメスを入れるということになりますと、まず国と地方のそれとの仕事の分担、こういった点から手を入れていつて、同時に、それが国と地方それぞれの組織機構に及んでくる。同時にまた、その仕事の分担の決め方によつて、それを裏打ちする税制、税の配分の問題、こういった基本の大きな課題があることは御理解していただきたいと思います。

そこで御案内のように、いま政府が取り組んでおるのは、国、地方を通じたいわゆる行政の改革に取り組んでいこう、こういうことで、大平内閣としては鋭意そういった作業を進めておるいま過程にあるというよりは入り口に立つておるのだから、かように御理解をしていただきたいと思います。私どもとしてはそいつた行政改革の機運の際に、ただいま申したような基本的な物の考え方にしておるところならば、一向何もやつていなければならぬと思いますけれども、私どもとしてはこのままでいいというふうには考えておりません。やはりこれは大きな時代の曲がり角に立つて、国全体の統治機構そのものをどう考えていくかという大きな課題を解決しなければならぬ、かように考えておりますので、その点ぜひ御理解

を賜りたい、かようになります。

○神沢委員 やることはやるというわけですね。

そこで関連でお尋ねをしておきたいと思うのですが、自治省がさきにこれは予算委員会の審議の資料として提出された地方財政の收支試算といふことがありますね、この試算を拝見をいたしましたと、大体五十九年度には財源不足を解消する、こういうようなことになっておると思います。そのためには、五十六年から五十九年までの四年間に二兆七千億ほどの税の增收を確保することになつてゐると思います。

ところで、ついでにお聞きしておくわけですが

れども、自然増収の伸び率といふのが今までのところ平均どれくらいになつておるか。私は大体一二ないし一三%ぐらいの範囲内じやないか、こ

う思つておるわけですが、そうであるとすれば、現行税制のままでおればこれは自然増収の伸びだけではとても間に合わない。二兆七千億というのをちょっと計算してみると大体平均一六・一%くらいの伸びになつておると思います。そうすると、これはやはりどこか制度上の改革を伴つていかなれば、こういう計算は成り立つてこないというふうに私は受けとめるわけでありまして、したがつてこれを出すからには、そういうこともやはり一応構想として土台に置いて、制度上の改革といふようなものも構想として含まれて、こういう試算が私は出てきておるのじやないかといふふうな解釈をしているわけですが、そうであるとすれば、これはこういうような改革の構想を下敷

にこういう方法で税負担の増加を図る、税源の強化を図るという具体案があるのかといふ御指摘でございますが、率直に申しましてございません。

では、この二兆七千億の差の分について具体的

にこういう方法で税負担の増加を図る、税源の強化を図るという具体案があるのかといふ御指摘でございますが、率直に申しましてございません。

○石原政府委員 ただいまお話しのありました地方財政収支試算でございますが、これは大蔵省の方から提出された國の方の財政収支試算と同じように、先般経済審議会の企画委員会が発表いたしました経済社会七ヵ年計画の暫定試算といふもの

をベースにして昭和六十年度時点を展望して、それまでの收支の状況がどういう形になるのかといふ試算を行つたものでございます。

その中で税収の見込みにつきましては、昭和六十一年時点のGNPあるいはその時点における租税率負担率、この七ヵ年計画では現在ほぼ二〇%の租税率を二六カ二分の一と想定しておりますが、そういう想定の上に立ちまして、五十五年度の地方財政計画の数字をベースにしてその目標に到達するよういわば直線で歳入歳出の試算を行つたものでございます。

税収入につきましては、だいまお話をありますようにこの各途中年次の伸び率はGNPの平均伸び率が一・四%と想定しておりますので、従来の実績でありますGNPに対する地方税の弹性

性値一・一を前提にいたしますと、いわゆる自然増収分及び増税分と申しましようか租税負担の増加分、こういった分けた試算はしておりません。いわば込みで單純な試算をしておりますが、今までのような自然増収を一二・五と想定して引き算をしてみますと、各年度のギャップというか差額分は合われますと約二兆七千億になります。

では、この二兆七千億の差の分について具体的

にこういう方法で税負担の増加を図る、税源の強化を図るという具体案があるのかといふ御指摘でございますが、率直に申しましてございません。

私は何といたしましてもわれわれ国民の立場で、國民といましてもあるいは市民、町村民といいましても生活は一つですから、したがつて、生活費に課税はしないといふ例の本則といいますか、こういふものに基づいて考える場合には、やはり課税の最低限の額といふのが所得税の場合と住民税の場合違つてしまふといふこと、これはごく素朴な考え方らしいたしましても何としても理解がつかないところなんですよ。何か制度の上においては、所得税はいわゆる標準生計費を課税最低限の決定の基準にしておる、それから住民税の場合は生活保護基準、これを最低限決定についての基準にしておる、それで食い違つてくる、こういふことでありますが、生活保護の基準との対比なんか考えてみると、住民税のものが前年收入

は大きく疑問に思つてお尋ねをしたわけですね。どちらなりますと、いまの御答弁を要約をすれば、國の方の試算に合わせて一応数字の上だけでもつてつじつまを合わしておるにすぎない、したがつて内容的には、二兆七千億をどう制度上のものまで含めて確保していくかということについては用意はない、こういうように受け取つていいわけですか。

○石原政府委員 具体的な改正案といふようなものは準備しております。

○神沢委員 何だか大変いかけげんな話になつてしまつて、まことに遺憾千万なことだと思うのですが、さりとて、この問題だけにかかるておりますと時間がありませんから次に進みますが、そうですか、試算なんといふものはそんな程度のものですかね。

さて、それではちよつと具体的な問題に入りますが、これは本会議の質問の際にも取り上げて一應御答弁はいただいておりますが、しかしその御答弁では納得がいきかねるもので、ひとつ少し深めてお聞きをいたしたいと思ひます、個人住民税におけるところの課税最低限の問題です。

私は何といたしましてもわれわれ国民の立場で、國民といましてもあるいは市民、町村民といいましても生活は一つですから、したがつて、

生活費に課税はしないといふ例の本則といいますか、こういふものに基づいて考える場合には、やはり課税の最低限の額といふのが所得税の場合と住民税の場合違つてしまふといふこと、これはごく素朴な考え方らしいたしましても何としても理解がつかないところなんですよ。何か制度の上においては、所得税はいわゆる標準生計費を課税最低限の決定の基準にしておる、それから住民税の場合は生活保護基準、これを最低限決定についての基準にしておる、それで食い違つてくる、こういふことでありますが、生活保護の基準との対比なんか考えてみると、住民税のものが前年收入

に基づいておるからということでもあるわけですけれども、何か毎年毎年その年の生活保護基準の額よりか最低限として決められる額の方が後追いをしている、少ない、これは私は何としても実感として感覚的に納得できない。何でこういうふうに二様に決めなければならないかといふ点についてますお尋ねをいたしたいと思う。

○石原政府委員 いま御指摘のように、いわゆる課税最低限の物の考え方としては、最低生計費は課税しないという理念といいましょうか考え方があると思います。そこで、具体的に各年度においてどの程度の額を課税最低限とするかということは、そのときどきの物価情勢あるいは生計費の状態、さらに税制としては地方財政の状況、こういったものを勘案しながら決めていくことになるわけですが、所得税との関連について申しますと、御案内のように住民税は、地域社会の費用をその構成員である住民になるべく広く負担していただこうという考え方があります。これに対して所得税は、所得再分配機能を達成する最も中心的な税制であります。そういうことから所得税はいわば全国全体をにらんで、どういう段階から課税しうるという考え方があります。そして、所得の額よりか最低限の額といふのが所得税の性格からやむを得ない、このように思っています。そういう意味で私どもは、伝統的に所得税と住民税の課税最低限はある程度差があるのは税の性格からやむを得ない、このように考えております。

現在の住民税の課税最低限は、まさに現時点における最低生活生計費に課税しないという水準として設定されている、このように考えておりますし、所得税はそれより若干上回る水準に現在ある、このように理解しておるわけでござります。したがつて税の性格からいたしまして、今後とも所得税と住民税の課税最低限が同じであるべきだという考え方私は私どもはとつておりません。

なお、現実の問題として、生活保護基準との関係で住民税の課税最低限が追いつかれてしまつたということで、五十五年度の税制改正においても税制調査会でもこれは大変議論がありました。そ

ここで、生活保護基準と住民税の課税最低限の関係をどのように考えたらいいのかというような点について、多少税理論的あるいは学問的に少し突つ込んだ検討が必要なんではないか、このよくな問題提起がなされまして、五十五年度に入りましてから税制調査会の場を中心にこの問題の検討に取り組んでいきたい、このように考えておりま

す。

○神沢委員 五十四年の課税最低限の額が百四十九万、同年の保護基準が百五十万五千円。五十五年は引き上げたと言つて百五十八万四千円。ところが五十五年の保護基準は百六十二万円になる。このように毎年その年においては、なるほど前年収入に基づくといふ違いはあるけれども、やはり国民の生活の実感、感覚から言うと、毎年毎年生活保護基準より少ない最低限の額というのにはちょっと理解できないですよ。

さつきの御説明では住民税の方は、地域におけるところのひとしく行政の利益を受ける立場でもつて、言うなれば会費制みたいなもので、そういう意味合いのものが含まれる。こういう御説明だつたと思うのですが、それなら均等割といふのはどうなるのですか。均等割といふものこそ、あれは所得のいかんにかかわらずその地域の住民たるの立場でもつて、言うなれば会費制的な性格の住民税の方は何もそれに加えてやる必要はないじゃないですかね。その辺が私は何としても納得できない。均等割という制度がないならば、いまの御説明も受け入れられます。しかし、一方にはつきりそのための均等割といふ制度があるのだから、それになおさら会費制的なものが加わるといふ理解できない。だからこそ、さつきもお話をありましたが、政府税調においても、これは今までの検討課題だといふような答申も出ているようですが、もう一度均等割との関連の点、それから自治省としても、税調などのそういう意見もある折からですから、今後の問題についてひとつ真剣に検討を加えていくというようなお考え

を持つておられるのかどうか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

○石原政府委員 住民税における均等割と所得割の関係でございますが、御指摘のとおり均等割は、まさに会費的な意味合いを込めて、一定の所得以上のお住民の方にはいわば定額で住民税を負担していただくという制度であります。片方の所得割は、

住民の所得に応じて税負担をお願いする。こういう制度が両方組み合わさっているわけでございまが、意見としては、均等割を現在のような非常低い額でなしにかなりの収入が得られる程度に引き上げて、そのかわり所得割の方は課税最低限をかなり引き上げていつたらどうだというような御意見があることは事実でございます。ただ、現状におきまして、均等割をそう一挙に大幅にということはむずかしいわけございませんし、また所得割のウエートというのが圧倒的に高いわけでありますから、御提案のようにこれをいま所得税と同じにしてしまうということになりますと、それによつて生ずる減収を均等割で埋めるということはどうでないほど金額は大きいわけでございます。したがつて、やはり今後とも均等割と所得割と両方併用しながら住民税の理念というものを実現していくなければならないと思いませんが、議論はやはり問題ではないかと私自身は思つております。

この際私は、大臣にその点だけをお尋ねしておきたいと思うのですが、これはやはりもつとわかりやすい制度に、そして納得のいくような制度に変えていくということに取り組んでいただきたい。大臣はどんなお考えか、ひとつお尋ねしておきたいと思います。

○後藤田国務大臣 御質疑の点は、住民税の基本に触れる問題だと思います。昔から所得税の方は所得の再配分機能を重視してやつていく、住民税の方はお互いに金を持ち寄つて村の必要経費を支弁する、その場合にも、お金のある人とない人の開きはやはり所得の差ということで考えていいことにはどうでないほど金額は大きいわけでござります。したがつて、やはり今後とも均等割と所得割と両方併用しながら住民税の理念というものはどうでないほど金額は大きいわけでございます。したがつて、やはり今後とも均等割と所得割と両方併用しながら住民税の理念といふのを実現していくなければならないと思いませんが、

その場合には、均等割があるから所得割の方を所得税と同じ課税最低限にしていいじゃないかという議論はやはり問題ではないかと私自身は思つております。したがつて、いまの均等割があるから所得割の方を所得税と同じ課税最低限にしていいじゃないかという議論はやはり問題ではないかと私自身は思つております。したがつて、やはり今後とも均等割と所得割と両方併用しながら住民税の理念といふのを実現していくなければならないと思いませんが、

○神沢委員 次に、私はこれまたちょっと理解いたしかねておる点ですが、道府県民税の所得割についての問題ですけれども、今回の改正で個人住民税の減税を、所得の六百五十三万円ですか、それより上の層に対する増税で補つておるような内容になつておると思うわけです。その際、市町村民税の適用区分は小さく刻んで引き上げまして増税のために制度を変えているわけですねけれども、道府県民税については何で税率の調整というのを行わないのか、何でそのままにしておるのか。現に百五十万をラインにして、以下あるのは超えるものということでは実態にも即さないです。たとえば低所得層の保護という一つの考え方があるとするとなるならば、それに基づいて百五十万という数字はまことに実態にそぐわないと思いますし、それより何より、なぜ道府県民税だけはそのままにしておくのかという点が、私は考え方の上からどうしても理解できぬわけとして、そんな点からひとつお伺いをいたしたいと思います。

○石原政府委員 今回、課税最低限の引き上げに伴う減収に対処するために、市町村民税の税率適用区分を調整したわけでございますが、道府県民税の方をいじらずになぜ市町村民税だけに手を加えたかというお尋ねでございます。率直に申しますが、差があつてしまつたといったような伝統的な考え方方が基礎にあるのですからね。しかしさればといって、たゞいま神沢先生がおっしゃるような、まあ均等割でいいじゃないかという御議論も当然出できます。そういうこともありますからね。しかし、このように考えております。その場合に、市町村民税の税率の調整によって対処したい、このように考えて、今回の減収に対処するために税率を調整する場合に、基本的に税率構造を変えるほどの大改正をこの段階で行なうことはいかがなものか、最小限度の調整によって対処したい、このように考

てきました。もとはあんなことは全然なかつたと思いますが、最近それが出てきておるといたしました。それで、御承知のように税制調査会等でも検討しようという意見が出ておると思いますので、さらにこういう点は、從来からいろいろ問題のある点でございますので、十分検討してまいりたいと考えます。

率構造になつております。ところが、道府県民税

の方は百五十万円を境にした二段階の税率なものですから、いわゆる微調整になじまない、こういう事情で、市町村民税において必要な調整を加えたわけあります。しかし、両方とも手を加えたらしいじゃないかという議論ももちろんあります。ただ、百五十万円というものを三十七年度以来今までずっと据え置いておりまして、それどころで、これをどうするかということは、道府県民税の税率のあり方をどうするかという議論がいま先生御指摘のようにもともとございますので、そういつたときにはわせてこの問題を検討したらいかがなものかということで、今回は道府県民税には手を触れなかつたわけでございます。

今後の問題といたしましては、確かに市町村民税の性格と道府県民税の性格、同じ住民税でありますけれども、比較的広い地域を対象とする道府

県と狭い地域を対象とする市町村との税の性格からするならば、税率構造はむしろ逆じやないかと

いう議論ももともとあるわけであります。昭和三十七年に所得税の一部を入場税と引きかえの形

で道府県民税に移譲したときの経緯があの

ような構造になつたわけでござりますけれども、

いざれにしても、今後所得課税全体をどう考える

かといふときにあわせて、道府県民税の税率構造をどうするかということは検討しなければならないものである、そういう問題意識は十分持つております。

○神沢委員 税の応能的負担というようなたてまえの問題としても、やはり道府県民税もいまのよ

うな二段階の税率ということではかなりもう理論的にそぐわない、私はそう思いますよ。ですから、

市町村民税の状況までに至らなくとも、やはり

もつと多段階レートの適用というのはこれは当然のことじやないかというふうに思います。そこまでもいかなくとも、あれを百五十万円で切つておくなんということは、かなりもうこれは実態にそぐわぬじやないか。少なくとも倍の三百萬円ぐらいに上げてあるということならば多少わからぬこともないですけれども、とにかくもう実態にそぐわ

ないようないまのままでもつて出してきてあると

いう点に私は、何としても理解がいきかねる点があるわけでありまして、これはひとつ十二分の検討をしてください。

それから、今日までの中期税制構想、そういう

ふうな考え方によりますと、国の場合であればいわゆる一般消費税の創設ということに大きくかけ

てきたようであります。これはいわば国民から否決をされたというか、国会においても先般決議

の地方財政にかかる考え方からすれば、言われております地方法税構想、こういうふうなもの

が伴つていた、こう思いますが、国においても一

般消費税の考え方といふものがいまやなくなつた

以上は、地方においても地方法税構想といふものはあり得ない、こういうふうに私どもは受け取

れます、それがよろしいかどうか

○石原政府委員 いわゆる地方法税の考え方と

いうのは、このもとにありますいわゆる一般消費

税を国税として導入するということが大前提にな

りまして論議された制度でございますから、国税

標準課税の議論といふものは地方団体の長年の悲

願でございまして、事業税の性格からするならば、外形標準課税的な考え方といふものがあつてしか

思ひます。その点はどうですか。

○石原政府委員 御指摘のとおり、いわゆる外形

標準課税の議論といふものは昔から持つております。この点は、地方制度調査会の答申でもたびたび取り上げられておりますし、税制

調査会の答申でもまた取り上げられております。

ただ、この外形標準課税の導入問題が一方においては、赤字企業にも税負担を求めるという点においては、常に反対も強かつたことは事実でございます。そ

こで、この外形標準課税の導入問題に対する賛否の結論がなかなか出ない段階で一般消費税の構想

が出てまいりまして、それを一部地方に地方消費

税として分けていただくという形で実質的な解決

を図ろうとしたのがいわゆる地方法税構想であ

ります。この構想が当面実現ができないというこ

とになりますと、もとへ戻つて外形標準課税の問題をどうするかということは当然、これから大き

きな検討課題であるうと思います。ただこの点については、これから財政再建を行ふに当たりま

して税制改正をどういう方向で行つていくのか、

税制調査会などを中心に論議されていくと思いま

すので、その中で外形標準課税の問題も取り上げ

ればこちらの方もなくなるという関係に立つことは、御指摘のとおりでございます。

○神沢委員 そうであるとすれば、これまで今日

までかなり論議もあつた点のよう見受けられま

すが、法人事業税の外形標準課税、これは広く要

望があるところだと思いますが、一般消費税に伴う地方消費税構想といふようなもののかわり合

いの姿勢は見せなければ、地方団体が納得しない

いきます。

それから、事業税においての社会保険診療報酬の非課税措置の問題ですが、私はこれは当然廃止すべきだと思います。

〔委員長退席、松野委員長代理着席〕

これは国民一般の意見というものも大体そういう御答弁のように國があれば地方も当然

すぐべきであるし、少なくとも五十六年度あたりから実施され得るべくやないかというふうに

思ひます。その点はどうですか。

だから、国税の方では修正がされ得るわけですか

だと考えておりますけれども、その点についての御意見を聞きたいため、國税の方は変わつておるんだ

から、國税の方では修正がされ得るわけですか

五

議されていた他の事業との均衡 こういったこと も考えるべきじゃないかという意見もございま す。いずれにいたしましてもこの問題につきまし ては、五十五年度の改正では実現しなかつたわけ でありますけれども、引き続きこの問題は検討し てまいりたい、このように考えております。

○神沢委員 時間が窮屈になつてしましから急 ぎます。本案の中で、地方道路譲与税について の一部改正が行われるわけでありまして、この譲 与基準の改正によって利益を受ける団体、それか ら、その団体の受けれる利益というものは大体どの程 度のものなのかという点をちょっとお聞かせいた だきたいと思います。

○石原政府委員 今回の譲与税法の改正の内容 は、いわゆる不交付団体と言われる交付税計算上 の収入超過団体に対する譲与制限の一部手直しと いう内容でございます。現在、道府県で地方交付 ございます。

それから、今回の改正によって具体的にどの程 度の金額の変更があるかと申しますと、東京都の 場合、五十三年度の実績で申しますと、約二十一 億円これによつて譲与額がふえることになります。 それから、今回の改正は結構なことですけれど も、ただちょっと疑問もあるわけとして、大体こ の改正については東京都では長年の要望が続けら れてきたはずです。私の聞いておるところでは、 大体四十年ごろから引き続き要望が行われてきて いたと思います。それが何でいまさらにならなか れば改正できなかつたかという点がわからぬとい うようなことを書いておつたのもありましたよ。 何で今まで改正すべきものがこうして延引され てきたかという点もついにお伺いをしておきた いと思います。

○石原政府委員 道路譲与税の譲与制限につきま しては制度創設の当初から、地方交付税のいわゆ る不交付団体については譲与制限を導入するとい う制度が昭和三十五年度から導入されておりま す。これは、限られた道路財源をできるだけ公平 に譲与しようという発想に基づくものであります。 しかし、当時から不交付団体の立場からしま す。しかし、客観的に申しまして、東京都を初め他 のいわゆる不交付団体と言われた団体も、この譲 与制限が導入された時点と最近とでは財政状況が かなり変わってきております。特に東京都の場合 はここ二、三年来逐年財政状況が悪化してきて おります。さらに、道路に対する目的財源の投入 状況などを見ましても、やはり東京都の場合かな り窮屈になつてきております。そういうことを総 合勘案いたしまして、現在の譲与制限の中、 特に前年度に対する伸び率で制限している部分 がありますが、この点については今回これを廃止 しよう。そして財源超過額の二割あるいは譲与基 準額の三分の二の額を控除するというもともとの 制限方式は、現状においてはまだ継続せざるを得 ないということで、こちらの方は残しております が、この伸び率によって制限する方は、これはい も、たゞちょっと疑問もあるわけとして、大体こ の改正については東京都では長年の要望が続けら れてきたはずです。私の聞いておるところでは、 大体四十年ごろから引き続き要望が行われてきて いたと思います。それが何でいまさらにならなか れば改正できなかつたかという点がわからぬとい うようなことを書いておつたのもありましたよ。 何で今まで改正すべきものがこうして延引され てきたかという点もついにお伺いをしておきた いと思います。

○神沢委員 次に、今回の改正内容で不動産取得 税において、新築住宅及びその土地に係る課税標 準等の特例措置の適用対象をこれは一定の住宅に 係るものに限定をしているわけですが、それはど ういう理由によるのかという点が一つと、それか ら、その内容としての面積要件が百六十五平方 メートル、これは坪数になると五十坪ぐらいうらし いのだけれども、これはいまの実態からいって実 情に通さぬのじやないか。五十坪なんというもの はささいなものですよ。さらには、法案にうたつ

てこれを申告制にするというわけですね。見てみ ますと、六十日以内に申告をしなければ適用にな らないというわけです。私はこの点は非常に問題 だと考えております。なかなか申告制というものは 日本人にとりましては、まだまだこのことに限ら ず非常にになっておりませんで、いわば社会生活上 きわめて未成熟という点は事実だと思います。た とえば自動車の運転免許証なんかにしてもそうで すが、あれは忘れちやつて困るものですから、忘 れないという意見があつたことも事実であります。 しかしながら、この点は非常に限らぬと見えま す。しかし、當時から不交付団体の立場からしま す。しかし、客観的に申しまして、東京都を初め他 のいわゆる不交付団体と言われた団体も、この譲 与制限が導入された時点と最近とでは財政状況が かなり変わってきております。特に東京都の場合 はここ二、三年来逐年財政状況が悪化してきて おります。さらに、道路に対する目的財源の投入 状況などを見ましても、やはり東京都の場合かな り窮屈になつてきております。そういうことを総 合勘案いたしまして、現在の譲与制限の中、 特に前年度に対する伸び率で制限している部分 がありますが、この点については今回これを廃止 しよう。そして財源超過額の二割あるいは譲与基 準額の三分の二の額を控除するというもともとの 制限方式は、現状においてはまだ継続せざるを得 ないということで、こちらの方は残しております が、この伸び率によって制限する方は、これはい も、たゞちょっと疑問もあるわけとして、大体こ の改正については東京都では長年の要望が続けら れてきたはずです。私の聞いておるところでは、 大体四十年ごろから引き続き要望が行われてきて いたと思います。それが何でいまさらにならなか れば改正できなかつたかという点がわからぬとい うようなことを書いておつたのもありましたよ。 何で今まで改正すべきものがこうして延引され てきたかという点もついにお伺いをしておきた いと思います。

○神沢委員 次に、今回の改正内容で不動産取得 税において、新築住宅及びその土地に係る課税標 準等の特例措置の適用対象をこれは一定の住宅に 係るものに限定をしているわけですが、それはど ういう理由によるのかという点が一つと、それか ら、その内容としての面積要件が百六十五平方 メートル、これは坪数になると五十坪ぐらいうらし いのだけれども、これはいまの実態からいって実 情に通さぬのじやないか。五十坪なんというもの はささいなものですよ。さらには、法案にうたつ

てこれを申告制にするというわけですね。見てみ ますと、六十日以内に申告をしなければ適用にな らないというわけです。私はこの点は非常に問題 だと考えております。なかなか申告制というものは 日本人にとりましては、まだまだこのことに限ら ず非常にになっておりませんで、いわば社会生活上 きわめて未成熟という点は事実だと思います。た とえば自動車の運転免許証なんかにしてもそうで すが、あれは忘れちやつて困るものですから、忘 れないという意見があつたことも事実であります。 しかしながら、この点は非常に限らぬと見えま す。しかし、当時から不交付団体の立場からしま す。しかし、客観的に申しまして、東京都を初め他 のいわゆる不交付団体と言われた団体も、この譲 与制限が導入された時点と最近とでは財政状況が かなり変わってきております。特に東京都の場合 はここ二、三年来逐年財政状況が悪化してきて おります。さらに、道路に対する目的財源の投入 状況などを見ましても、やはり東京都の場合かな り窮屈になつてきております。そういうことを総 合勘案いたしまして、現在の譲与制限の中、 特に前年度に対する伸び率で制限している部分 がありますが、この点については今回これを廃止 しよう。そして財源超過額の二割あるいは譲与基 準額の三分の二の額を控除するというもともとの 制限方式は、現状においてはまだ継続せざるを得 ないということで、こちらの方は残しております が、この伸び率によって制限する方は、これはい も、たゞちょっと疑問もあるわけとして、大体こ の改正については東京都では長年の要望が続けら れてきたはずです。私の聞いておるところでは、 大体四十年ごろから引き続き要望が行われてきて いたと思います。それが何でいまさらにならなか れば改正できなかつたかという点がわからぬとい うようなことを書いておつたのもありましたよ。 何で今まで改正すべきものがこうして延引され てきたかという点もついにお伺いをしておきた いと思います。

○石原政府委員 今回の地方税法の改正案の中 で、不動産取得税の課税標準の特例及び土地に係 る税額の軽減措置の特例について、御指摘の ように新築住宅につきましては新たに面積要件、 価格要件を設けました。

なぜこのような制限を設けたのかといいます と、理由は二つござります。一つは、従来新築住 宅につきましては制限なし、どんな大きな住宅で もすべて特例措置の適用対象にいたしておりま した。これについていまの地方財源の状況から、あ まりしては、確かに都會と農村地帯ではかなり差が あります。農村地帯では必ずしも大きくなりと いう御指摘もありますが、しかし新築住宅の全国 的な統計を見ますと、百六十五平米以上の住宅と いうのはきわめてわずかです。統計的にはせいぜ い五%ぐらいしかございません。大部分はそれ以 下でござります。したがつて、所得税における基

準あるいは登録免許税における基準なども考えますと、百六十五平米というのが、いま住宅の特例として線を引くとすれば妥当なところではないでありますか、このように判断したわけであります。次に、この特例措置を受けるに当たりまして、申告をした者だけが有資格だ、申告しなければ適用しませんというふうにした理由でござりますが、先ほど申し上げましたように、今回新たに特例を導入した中古住宅の方では、これは申告してもらわないと優遇措置の対象になるならないかがわからない、課税上非常に困難を来すという事情から、これはどうしても申告をしていただきなればならない。そこで新築住宅につきましても、従来のように全然制限がない状態のもとではどちらかくとして、今回線を引く以上は、資格のある人には、自分のところは資格があるから特例措置を適用してほしいという申告をしていただくということが課税関係を適正化する、それから課税事務を明確化する上で必要である、このように考えたわけであります。

ただ一般市民の感情として、もともと自分の権利であつてもなかなか申告をするというのを忘れがちである、おつくうである、いわんやこれを六十日というふうに区切るのは非常に酷ではないかというような御指摘でございますが、この点につきまして、新たにこういう制度を設けると、このとでございますから、当然私どもはある程度の準備期間が必要であると考えまして、三ヵ月間は余裕期間を置く、すなわち、この特例は七月一日以降から適用するといったしておりますし、また、関係省庁とも連携をとりながら、都道府県を中心にして、一般の納税者の方に周知徹底を図つてしまいたい、このように考えております。

なお、新たに申告義務を課すということで、全く新しい行為を要求するというふうにとられて

いるのですけれども、現在におきましても不動産を取得した方は、各都道府県の条例の定めに従いましてこれを報告してもらうことが義務づけられ

ております。その報告義務は、条例によつていろいろ幅があるのでされども、多くの団体が大体十日から三十日以内に届け出を義務づけておりま

す。これはすべての不動産についてそういう義務づけがあるわけですから、その届け出と一緒に申告をしていただくということではございません。それからまた申告に当たりましては、

別途なるべく本人の負担を軽減するような便法措置、他のたとえば登録免許税等で必要とされる書類の写しをそのまま出していただくことで足りる

といふような扱いも考えたいと思っております。

いざれにいたしましてもこの制度は、不動産取扱いの課税関係の明確化を図るという意味でぜひ必要であると考えまして、このような制度化を行つたわけであります。その実行に当たりまして

混乱を生じないよう、今後とも関係団体を十分指導しながら、適正な税務執行を図つていきたい、

このように考えております。

○神沢委員 時間が来ましたから以上で終わりますが、私はやはり六十日ということにわかつておらず、今まで新築の場合などはそうではなくて済んだものを、これははぶなれですかからかなりの——恐らく自治省が考へているようなことには絶対まいられないと思いますよ。その点については何としても納得がいきかねることであつて、再考を求めて質問を終わります。

○吉井委員 長代理 吉井光熙君。

○吉井委員 私は地方税の諸問題を中心にしなが

ら、数点にわたつてお尋ねをしておきたいと思

います。

○松野委員長代理 退席、中村(弘)委員長代

理着席)

（松野委員長代理退席、中村(弘)委員長代進めてまいりたい、かように考えております。

まず近年、地方の時代ということが叫ばれてお

るわけですが、わが国の地方自治体の現状は、行

財政全般にわたつてその自治体の独立性というも

のは依然損なわれているということは御承知のとおりであります。こうした中で、地方制度調査会の第十七次答申、これはあらゆる面の地方行財政の改革、そういうふうに付与するかということであろう、こう思います。その際に一つは、税源配分といふ問題がございますが、ただこの税源配分の問題は、今日の各地方団体間の経済の格差、それから来る税源偏在ということを頭に置いておきませ

んとうまいかない。したがつてそれらを含めて考へた場合には、地方税源の充実強化と並んで、税源偏在の現状にかんがみてどうしても共通の一

度末は二十五兆にまでふえるということが予想さ

れているわけであります。

この数字は国民一人当たり二十三万円近い借金

をしておるということを意味しておるわけでござ

りますが、こういつた現況からまず大臣にお尋ね

したいことは、こうしたいわゆる地方自治体の行政運営及び赤字克服についての基本的な姿勢、これについてお伺いをしたいと思います。

○後藤田国務大臣 今日の地方自治の姿について

は、制度としては比較的よくきておる、ただ、

運営の実態が何といいましても財源が足りないと

いう面から、本当の意味での地方自治にふさわしいような地方の行政が行われにくくなつておると

いうことは、これは間違いない事実であろう、

かように考えます。そういうことで、地方制度調査会等からもいろんな御意見を今まで承つて

おりますが、十七次の御提言は、これは本当に深く立ち入つた、これから新しい時代に即しての

地方自治がどうあるべきかということについての

基本的な問題を含んでおるよう思います。そ

いつたことで、ちょうどいま國、地方を通じた行

政の改革、これが叫ばれておるさなかでもござりますので、私自身あの答申の線を踏まえな

がら中長期の課題だ、こういうとらえ方で仕事を

進めますので、私がお尋ねをしてもおきかねること

がございますので、私自身あの答申の線を踏まえな

がら中長期の課題だ、かように考えております。

○吉井委員長代理 退席、中村(弘)委員長代

理着席)

その際の基本の考え方は、住民の身近な仕事と

いうものはこれは地方団体がすべきものであつて、それには地方団体が行うことができるよう

財源をどのように付与するかということであります

、こう思います。その際に一つは、税源配分とい

う問題がございますが、ただこの税源配分の問題

は、今日の各地方団体間の経済の格差、それか

が、いま御指摘がございましたように、地方行財

政に係る重要な問題といたしまして、国、地方を通ずる行財政の簡素化あるいは地方財政の健全化が取り上げられておるわけでございます。

そこで政府といたしましては、國、地方を通ずる行財政の簡素合理化につきましては、昨年の十二月末に行政改革計画につきまして閣議決定を行つたわけでございまして、その中にもあらわれておりますように、補助金・許認可事務の合理化、あるいは地方支分部局の整理合理化ということを決めたわけでございまして、自治省といたしましても、この閣議決定の線に沿つて五十五年度にはこういう政策を盛つておるわけであります。また、地方財政の健全化につきましては、五十五年度の地方財政計画におきまして、新経済社会七ヵ年計画の趣旨を踏まえまして、おおむね國と同一の基調によりまして、住民負担の適正化あるいは経費の節減合理化を図つているところでございます。

行財政の合理化につきましては、なお今後の推進にまたなければならないものも多いわけでござります。

○吉井委員 先ほどの質問とちよつと重複するかもわかりませんが、地方財政が昭和五十年度以降、毎年大幅な財源不足を生じておる。これの補てんに交付税特別会計の借り入れ、また財源対策債、これらを合わせて十三兆七千三百四十二億、これだけの金額に上つておるわけでですが、現行の税財政制度が続く場合においては五十五年度も多額の財源不足を生ずる、これは政府の收支試算においてもはつきりしておるわけです。したがつてやはりこの際、地方税財政制度の全般にわたる根本的な見直しが必要になると思うのですけれども、この点についてはどうですか。

○石原政府委員 御指摘のとおり、收支試算の各年度別の収支差額を見ますと、経済社会七ヵ年計画に想定する国民所得に対する租税負担率のアップというものを前提にして初めて、現在の財源不足額が逐年減少するという形になつておりますので、それを達成するためには、歳入歳出両面にわ

たる再検討が当然必要になつてまいりると思います。中でも歳入面では、税制の根本についてこれまでおりますように、補助金・許認可事務の合理化、あるいは地方支分部局の整理合理化ということを決めたわけでございまして、その中にもあらわれておりますように、補助金・許認可事務の合理化、あるいは地方支分部局の整理合理化といふことを決めてございまして、自治省といたしましても、この閣議決定の線に沿つて五十五年度にはこういう政策を盛つておるわけであります。また、地方財政の健全化につきましては、五十五年度の地方財政計画におきまして、新経済社会七ヵ年計画の趣旨を踏まえまして、おおむね國と同一の基調によりまして、住民負担の適正化あるいは経費の節減合理化を図つているところでございます。

行財政の合理化につきましては、なお今後の推進にまたなければならないものも多いわけでござります。引き続きましてこの実現に努力してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○吉井委員 先ほどの質問とちよつと重複するかもわかりませんが、地方財政が昭和五十年度以降、毎年大幅な財源不足を生じておる。これの補てんに交付税特別会計の借り入れ、また財源対策債、これらを合わせて十三兆七千三百四十二億、これだけの金額に上つておるわけでですが、現行の税財政制度が続く場合においては五十五年度も多額の財源不足を生ずる、これは政府の收支試算においてもはつきりしておるわけです。したがつてやはりこの際、地方税財政制度の全般にわたる根本的な見直しが必要になると思うのですけれども、この点についてはどうですか。

○石原政府委員 御指摘のとおり、收支試算の各年度別の収支差額を見ますと、経済社会七ヵ年計画に想定する国民所得に対する租税負担率のアップといふものを前提にして初めて、現在の財源不足額が逐年減少するという形になつておりますので、それを達成するためには、歳入歳出両面にわ

何らかの形でカバーしなければいけない。そうします場合に、歳出の見直しと同時にまた、税制等につきましても基本的な見直しがどうしても必要になつてくるのではないか、このように考えております。

○吉井委員 いま外形課税の話が出たついでといふことが今後の大好きな課題でございますが、四十八年暮れの石油ショック以来、國、地方とも財政が非常に窮屈してきた。各地方自治体、特に県段階において、景気に余り左右されないところの外形標準課税の導入、これが強く要請されてきたわけです。しかし政府は、一般消費税の導入説に絡ませて、外形課税の導入というものが一応お預けの形になつた。ところが御承知のとおり、一般消費税の導入というものもやはり長期には続かないだろう、どうしても短期的と言わざるを得ないわけですが、たゞ、幸い税の自然増収に救われてどうにか地方自治体も窮屈に陥らなくて済んだわけですが、最近のこうした経済情勢からして、この種の自然増収といいうものもやはり長期には続かないだろう、どうしても短期的と言わざるを得ないわけですが、となりますと今後、特に五十六年度以降の地方税財源の確保といいうものについてどのように考えておられるか、この点をひとつお尋ねしたいと思います。

○石原政府委員 外形標準課税の問題は、事業税の本質からするならば、そういう課税方式の方が望ましいという議論がもともとあるわけでございます。特にこの点は、ただいまお話をありますように、昭和五十年度のあの景気の落ち込みの際に法人事業税が激減したということも一つのきっかけになりまして都道府県が、現在の地方税法の規定上独自に条例で外形標準課税が採用できるという規定を利用して、四十七都道府県が申し合いで同一の条例でこれを実行してはどうかというようなことで研究活動が行われたわけです。しかし、議論をめぐらしていきますと、やはりいろいろ問題も出てきたようになります。また、ただいまお話をありましたが、分割基準だけでなしに、業態によりまして外形標準をとつた方が有利な団体と所得課税の方が有利な団体もあつたりしまして、なかなか実施までには踏み切れないかたどりあります。そうしているうちに、いわゆる一般消費税の構想というものが出てまいりまして、それとの関連において、この外形標準課税の問題を

もとになります一般消費税の方が、問題があると聞いておられるのか、またこの場合一般財源、すなはち地方税への振りかえについては考えられないものか、この点はどうでしょうか。

○後藤田国務大臣 今日の地方財政状況を考えた場合に、しょせんは財源が足りなくなる、税制改正に踏み切らざるを得ないではないか、こういうことの御意見ですが、私はやはりその前にやることがある。それは何といいましても行政の改

革だ。そしてできる限り簡素、効率的な行政制度に切りかえるということを政府みずからがやらなければいけないのではなかろうか。同時にまた、経済をできるだけ安定成長といいますかそういう方向に運営することによって、現在の税制のもとでの自然増収ができるだけ確保するということがその前提であろう。そういうあらゆる努力をした上でなおかつ、税が不足であるといったような段階に至つて初めて国民の皆さん方に、この段階でぜひひとつ国民の皆さん御判断をしてください、こう言うのが筋で、いきなり増税路線というものを持ち出してみたところでどうてい無理なことはなかろうかな、かように私自身は考えております。しかしこれの日にか、國も地方も税財政一般についての改革をしなければならない時期は来るのでなかろうか、私はかのように考えております。

その前にやるだけのことをやろうと言つていま

この内閣が取りかかったのが、いわゆる行政の改革、合理化ということをございますので、私どもとしてはその線に沿つてやつていく。その過程において、地方分権の推進という観点に立つて取り組んでいきたい。そのためには、さしあたつて

いまおっしゃった補助金、負担金、こういったもののをどう扱っていくか、あるいは許認可をどう扱っていくかといふ問題はございますが、補助負担金等については私は、補助金というのはやはり特定の政策推進のために必要なものだと思います。しかし、これを通じて過剰な地方団体に対する関与といふものが行われていることも事実でありますし、また、補助金といふのはとかく既得権化するという傾向もござりますし、同時にまた、零細なつまらぬ補助金で効率の上がらないものもあるといつたようなことでござりますので、こういったものは整理をする残つた仕事についてはできる限り、個別の小さな補助でなく、メニュー化するとかあるいはまた統合化するというようなことによる必要がありはしないか同時にまた、地方にその財源全体を移していくらどうだといったよ

ういろいろいろいろな問題があらうと思いますが、そういうような意味合いから補助金制度等についても十分検討をしてやつてこよう。これは政府はいま

その方針でございますから、逐次実施に移してまいりたい、かように考えております。

○吉井委員 次に、適正な租税負担水準の確保といふことですですが、現行の租税負担水準をどのよう

に考えておられるのか、また、今回の地方税制の改正によりまして、昭和五十五年度におけるところの地方税の負担水準は国民所得に対してもどうになつておるのか、この点をお尋ねしておきた

いと存ります。

○石原政府委員 最近の地方税の租税負担率でございますが、五十三年度の決算で申しますと七・四%であります。それから、五十四年度の実績見込みで申しますと七・六%。それから五十五年度は、現在の地方財政計画の数字をベースに推定いたしますと七・八%に上昇する、このように見て

おります。

○吉井委員 次に、現行の国と地方の税源配分の割合ですが、これは非常にむずかしい問題でありまして、たびたびあらゆる機会を通じて論議がさ

れておるところでござります。しかし、地方公共団体がその機能といふものを十分に發揮をして地域住民の多様な要請にこたえるためには、この税源配分の割合の見直し、これが当然大きな課題に

なつてくるのではないかと思うのです。したがいましてこの問題は、地方制度調査会または全国知事会、こういったところでも大きい要請となつて

いるわけです。

自治大臣は昨年の十一月、全国知事会の会長といふいろいろ対談をされております。この対談の中で、いろいろの問題について総合的な立場から全力を挙げてこれに取り組んでいくと、このように話しておられるわけでござりますが、この国と地方の税源

税源配分の問題、また租税の負担水準、行政事務の再配分等についてはどうですか。

○石原政府委員 国、地方間の税源配分の現状は、通常おおむね二対一と言われておりますが、昭和

五十年度以降を見ますと、法人税の落ち込み等もありまして若干国のウエートが下がって、五十五年度で申しますと一・八対一といふぐらいの割合で若干地方のウエートが上がっておりま

す。その限りにおいてあの試算自身は、国、地方の税源配分の割合の変更を前提にしたものではございません。国、地方を通じまして税源の総量

について、やはり何らかの検討が必要であるといふ問題を提起しているものと私どもは理解しております。しかし、その具体化に当たりましては先ほど申し上げておりますように、總体としての税

の量をふやすというだけでなしに、国、地方の事務の分担から見ますと、地方税のウエートが非常に低いということは否定できないわけであります。ただ国税のうち、交付税や譲与税として地方に配分されるものをカウントいたしますと、税源配分は全体としてはファイフティー・ファイフティーよりやや地方に多くなつておるということ、これは事務の実態からして当然なことです。

これ以上に地方の財源のウエート、特に独立税源のウエートを高めるというのが私どもはこれからの理想であると思ひますけれども、ただその場合には、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、国庫補助金制度の改正、国庫補助金の一般財源振りかえといふことを同時に考えなければならないか実現しにくいことではないかと考えております。

これ以上に答弁されただけでござりますけれども、やはり過去の歴史的な経過、そういうた

めに試算されているわけでござりますが、こうしたことから考へると、やはりこれは増税といふものを考へての試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案は

ない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。

○吉井委員 これも先ほどちょっと質問に出たかとも思いますが、五十六年から五十九年までの税収について、各年度等率のいわゆる一六・一%、

これまで試算されているわけでござりますが、こうしたことから考へると、やはりこれは増税といふ

ものを考へての試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

ものを考えた試算ではないか、このように考へるわけです。先ほどの答弁で、具体的な改正案はない、このように答弁されたわけでござりますけれども、やはりこれから考へると、やはりこれは増税といふことを考へてみても、増税以外は考へられない

のようにして埋めていくかということを、歳入歳出全体を通じて考えていかざるを得ないということとは事実でございまして、私どもはそういう問題の理解をしております。

その際に、先ほど来大臣からも御答弁申し上げておりますように、その収支のギャップが即増税ということではなくなかなか国民の御理解を得られない。どうしてもその間まず第一に行わなければならぬのは、歳出の見直し、歳出の節減合理化ということでなければならぬ、こういうこともまた一般に指摘されているところあります。そうした中で、その歳出の見直しの過程で福祉の問題、教育の問題をどうするかということは、これは当然非常に大きな課題だと思思います。といいますのが、歳出の中でやはり福祉とか教育というものは絶対値としては非常に大きい数値を示しておりますから、これらについて全く手を触れない、従来のトレンドでいって、ほかの面だけで歳出の合理化が達成できるのかどうか、これもまた非常に大きな問題であり、課題であろうと思います。また、歳出の節減合理化に最大限の努力を継続まして

おりながらこれを逆に考えていけば、五十九年度までの二兆七千億の確保、これに必要な歳出の見直し、これは当然でしょう。しかしながら、やはりこれだけ埋まらなければなりません。しかしながらこれを逆に考えてくるのを考へた場合に、また五十六年度からの財政需要というのも考へてみると、これは当然あなた方は新税の創設なりそういった二兆七千億の確保についてはいろいろな試案ぐらい持つておられると思うのですね。この収支試算というものがただ数字を並べたといった程度のものではないということは、これは私はよく承知をしておるわけ

費税というものが形を変えて新たな消費税ないしいわゆる流通税として出てくるのか、あるいは法人税に所得税も合わせた直接税というものも考えておられるのか。全然これから考えるというのではなくて、五十六年以降のことについては何か考え方をおられると思うのですが、その点どうですか、少しでも前向きで答弁してください。

○石原政府委員 先ほど来、ただいまの時点で具体的にこれこういう内容の改正を考えていることを申し上げる段階でない、そういうものを準備しているわけではないということを申し上げておるわけですが、そのとおりなんですか

○吉井委員 次に、先ほどもちょっと触れましたのが、昨年の八月、新経済社会七ヵ年計画が閣議決定をされますが、その中で、租税負担はどういうことにしておられるのか、財政再建のために具体的に増税が考えられているのかどうか、この点どうですか。

○吉井委員 昨年八月決定を見ました新経

社会七ヵ年計画におきましては、昭和六十年時点における国民所得に対する租税負担率を二六カ二分の一、このように想定しております。あの計画のスタートになりました実績年度といいまして

か、これが四十九年度から五十三年度までですか

この間の平均の租税負担率二〇・九強という実績に

対して、六十年度時点で二六カ二分の一という想

定をしております。その限りにおいて税負担の増

を予定しているということは言えると思いまます。

○吉井委員 税制調査会の昭和五十五年度の税制

改正に関する答申において、「国民生活水準との関

係における課税最低限のあり方については、今後、

当調査会において基本的に検討する必要がある」、

このように述べているわけですが、今後どのように対処していくつもりですか。

○石原政府委員 税制調査会におきましてたゞい

ま御指摘のありましたような答申がなされたわけ

ですが、具体的に、では、どうするかという点で

ござりますけれども、これはいまの時点での方向が

決まっているわけではございません。ただ、問題

となりますのは、今後とも生活保護基準とい

うものは一定の前提のもとに引き続き上昇をしてい

くであろう。一方、住民税の課税最低限につきま

しては、なるべく地方財源を確保するという見地

から、また、なるべく広く負担をお願いするとい

う趣旨からすると、余り毎年引き上げることにつ

いてはいかがなものかという意見もあるわけで

住民税をどうする、あるいは事業税をどうするといふ案を現時点で腹案を持つておけるわけではございません。今後の検討対象としてこういつたものが考えられているという意味での問題意識は持っております。

○吉井委員 次に、先ほどもちょっと触れましたが、昨年の八月、新経済社会七ヵ年計画が閣議決定をされますが、その中で、租税負担はどういうことにしておられるのか、財政再建のために具体的に増税が考えられているのかどうですか。

○吉井委員 今年八月決定を見ました新経済社会七ヵ年計画におきましては、昭和六十年時点における国民所得に対する租税負担率を二六カ二分の一、このように想定しております。あの計画のスタートになりました実績年度といいまして

か、これが四十九年度から五十三年度までですか

この間の平均の租税負担率二〇・九強という実績に

対して、六十年度時点で二六カ二分の一という想

定をしております。その限りにおいて税負担の増

を予定しているということは言えると思いまます。

○吉井委員 税制調査会の昭和五十五年度の税制

改正に関する答申において、「国民生活水準との関

係における課税最低限のあり方については、今後、

当調査会において基本的に検討する必要がある」、

このように述べているわけですが、今後どのように対処していくつもりですか。

○石原政府委員 税制調査会におきましてたゞい

ま御指摘のありましたような答申がなされたわけ

ですが、具体的に、では、どうするかという点で

ござりますけれども、これはいまの時点での方向が

決まっているわけではございません。ただ、問題

となりますのは、今後とも生活保護基準とい

うものは一定の前提のもとに引き続き上昇をしてい

くであろう。一方、住民税の課税最低限につきま

しては、なるべく地方財源を確保するという見地

から、また、なるべく広く負担をお願いするとい

う趣旨からすると、余り毎年引き上げることにつ

いてはいかがなものかという意見もあるわけで

す。さりとて、課税最低限よりも生活保護基準の方が上回るという事態は税制としてやはりおかしい、避けなければならないといふことで税制では、毎年年度生活保護基準をにらみながら課税最低限を引き上げていくこと自身がおかしいじゃなかろうか、そういう行き方ではなくて何か別の方法が考えられないかということでああいう答申になつたわけであります。したがいまして、具体的にどうするのだということは、まさにこれからいろいろ学問的な面も含めまして検討をしていただきたい。ただしいずれにしても、毎年年度毎年度この生活保護基準との関係で課税最低限を改定していかなければいけない、こういう事態は避けるべきではないかという問題意識が基本にあるわけではございません。たわけであります。したがいまして、具体的にどうするのか、まさにこれからいろいろな課題意識が基本にあるわけではございません。ただ、もちろん問題意識として、今後税制改正が避けられないということであれば、どういふ方向でその改正が議論されるのか、どういふことを申し上げておるわけではありません。しかし、もちろん問題意識は持つております。

その場合には、今日の税制というものを大きく分けますと、一つは所得課税であります。所得課税の場合に、個人所得と法人所得をどういう形で税負担を求めていくか、ウエートとしてはこれは一番大きいわけですから、そこはどうしても検討の対象として外すわけにはかないと思います。それからもう一つは、消費、流通に対する課税、この点について、いわゆる一般消費税については国民から受け入れられなかつた、このように理解されています。これが、なぜかといふことになつてくるのですね。先ほどからの答弁を聞いておりますと、歳出の見直し、これは当然でしょう。しかしながら、やはりこれだけの二兆七千億の確保というものを考へた場合に、また五十六年度からの財政需要といふものも考へてみると、これは当然あなた方は新税の創設なりそういった二兆七千億のウエートを占めておりますが、資産課税というものをどう考へるか、こういふそれについてこれから検討が加えられていくもの、このように考へております。ただ、具体的に所得課税をどうする

○吉井委員 では、法人の税負担のあり方そのものをどのように考えておられるのか、また、国と地方の配分についてどのように考えておられるの

か、この点どうですか。

○石原政府委員 法人所得に対する租税負担でございますが、これも税制調査会でもかねてから議論されておりまして、わが国の現在の法人所得に対する実効税率負担水準は、先進工業国との比較でありますとまだ若干低いのじやないか、そういう意味で、法人所得についてはなお若干の増税の余地があるのではないかという議論が税調等ではなされております。そういった意味で、五十六年度以降の税制改正に当たりまして、法人所得に対する課税の強化ということが具体的な問題として俎上に上つてくるのではないかと私どもは見ております。

その際に、その引き上げた分を国、地方でどう分けるかということでございます。私どもは先ほどの来申し上げておりますように、気持ちとしては、いまの国、地方間の税源配分全体の中では、少しでも地方の取り分を多くしたいという願望を持つておりますから、そういった考え方で取り組んでおりますから、そういうふたれた考え方でありますので、そういったものを抜きにして単純に法人税負担の引き上げを行う場合に、地方の取り分けを広げていくということは現実の問題としてなかなかむずかしいと思います。他の制度として一緒に議論されるべきものである、このように考えております。

○吉井委員 先ほどの問題についてちょっとお尋ねをしておきたいのですが、税収の見通しについて、これは地方税のうち、法人事業税の収入見込が前年度に比べて二八・九%増、このように見込んでいるわけですが、景気動向からして果してこの伸びが見込み得るかどうか、これは地方税が方団体の実際の収入額と見込み額に差が生じた場合

合、こうした場合に減収補てん的な措置が講じられるかどうか、この点はどうですか。

○土屋政府委員 最近のわが国の経済の動向は御承知のようになります。確かに民間需要を中心に自律的な意味で、特にこの五十四年度の税収がかなり伸びたわけございます。そこで、それを基礎にいたしまして五十五年度の税収を特に法人事業税等については見込んだものでございますから、五十四年の当初に見込んだものに比べると非常に大きな伸びが出てきております。それは実績が非常に伸びたということからでございます。不安定、不透明な点もございまして、すべて楽観しておるわけではありませんけれども、現在のところの経済情勢の推移を見ますと、まずこの程度の税収は確保できるだらうと思っております。ただ、おっしゃいましたような事態が起るのか起らぬのか、今後の経済情勢の推移とか地方団体の財政の状況といふものを十分見まして、少なくとも地方政府の財政に支障のないよう、過去いろいろな補てん措置等もございますけれども、いろいろなことを頭に置きながら、地方財政の運営に支障のないよう、その点は十分措置をしてまいりたいと思っております。

○吉井委員 次に、租税特別措置等の整理についてでございますが、国税の租税特別措置による地方への影響については当然遮断すべきである。ところが、困難なものについて減収補てんの措置を講ずべきであると思うのですが、この点についてもと、また、地方税の非課税特別措置についても極力整理縮小を図るべきであると思うのですが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○石原政府委員 まず、国の租税特別措置が地方税に影響を及ぼす点を極力排除すべきであるということは、地方税の独立の原則からして当然だと思います。できるだけ国税は国税、地方税は地方税のそれぞれの立場で課税を決めていくべきもの

課税あるいは法人の所得に対する課税等におきまして、所得計算は多くの場合国税、地方税同じにしております。これは、別にしますと納税者に非常な負担がかかるという問題があるという課税技術上の理由もありまして、國の方の特別措置の影響を排除できないものも現実問題としてはたくさんあります。しかし考え方としては、なるべく切れるものは切っていく。現に国税で特例措置があつて地方税で特例措置を講じていないものが幾つかありますけれども、そういう範囲を広げていく努力をすべきものだ、このように考えております。

次に、租税特別措置の影響で地方に減収が生じているものについて何らかの補てん措置を講ずべきではないか、こういう御指摘でございます。この点について、たとえば利子配当所得に対する分離課税が行われた場合に住民税が課税できない、こういった面につきましては、現在は財政措置として臨時特例交付金の基礎にカウントしているというような形で措置が講じられておりますけれども、多くの場合、その租税特別措置の影響による減収部分としてこれを取り出して別途の減収補てんを行おうというのは、現実問題としてなかなか困難であります。ただ今日、地方財政計画を通じて全体としての税収入と歳出とのギャップを交付税その他の措置でカバーしているわけでございますけれども、その地方財政計画上の収支計算の際の地方税収入の見込みの基礎には、租税特別措置の影響による減少分も当然落としておりますから、トータル計算で必要な補てん措置は講じられています、このように言つていいと思います。また、今後ともそういう方向は堅持されるべきものである、このように思います。

次に、地方税独自の非課税措置でありますけれども、これにつきましても基本的な考え方として、今日の地方財政の状況からいたしましても、また税制の公平という観点からいたしましても、非課税措置というのはできるだけ見直していく、これ

の使命を果たしたもののはできるだけこれを整理していくという考え方で臨んできております。現に五十五年度の税制改正におきましては、十二件の特例措置を廃止しておりますし、また十六件について縮減合理化を行い、トータル二十八件について廃止ないしは縮減合理化を行つております。また、電気税についても二品目の整理を行つてあります。これらにつきましては、決して十分だとは言えないかもしませんけれども、私ども毎年度この方向で努力を続けております。

○吉井委員 次に、今回の地方税制の改正に関するお伺いしたいと思います。

○石原政府委員 第八十七国会の参議院地方行政委員会におきまして附帯決議がなされました。この決議は、項目としまして九項目ござります。内容がたくさんございますので、ごく簡単にその具体的な措置の状況を御報告させていただきます。

まず第一は、税源配分について、地方の自主財源強化について努力するようにという決議がござります。この点につきましては、先ほど来御指摘がございますように、私どもとしては基本的な方向としてはその方向で努力しておりますけれども、五十五年度について具体的にこれこれと言いますと、都市税源の強化としての事業所税の税率の引き上げ、あるいは道路目的財源の強化としての自動車取徴税の暫定税率の延長、こういったものをお願いしているところでございます。

それから第二の個人住民税の負担の軽減を図るべきだという点については、これまで現在御審議いただいておりますように、住民税の課税最低限につきまして、一万円ないし二万円の引き上げを行うということで対処をさせていただいておりま

ります。

四番目が都市税源の充実を図れということです。ざいますが、これまた先ほど申し上げましたように、具体的な措置として事業所税の税率引き上げを予定いたしております。

事業所税の課税団体の範囲の拡大をすべきだ、こういう決議でございますが、この点につきましては、五十五年度については範囲の拡大はできませんで、したが、税率の方の引き上げを行つたということでござります。なお、この範囲の拡大については今後の検討課題、このように考えておりま

す。次に、家庭用電気税の軽減についてでございます。この点につきましては現在、電気料金の引き上げが政府部内で検討されております。この料金引き上げの内容が確定次第、機を失せず免稅点の引き上げにつきまして改正案を準備して御審議をお願いできれば、このように考えております。

次に、家庭用電気税の軽減についてでございま

す。この点につきましては現在、電気料金の引き上げが政府部内で検討されております。この料金引き上げにつきまして改正案を準備して御審議をお願いできれば、このように考えております。

次は、利子配当課税についてでございますが、利子配当課税の特例につきましては国税の方で、五十九年一月一日から総合課税に移行するということで現在関係の法律を御審議をお願いしておりますので、これに対応して住民税におきましては、昭和六十年度から総合課税に移行するということでおりります。

次が、小規模住宅用地の固定資産税についての軽減の問題でございますが、これについては現在二百平方メートル以下の住宅用地につきましてはすでに四分の一の価格の特例を定めております。これによつて対処していくとい、このように考

えております。

次は、市町村道の道路目的財源の強化の問題でございますが、この点につきましては、自動車取徴の暫定税率の延長をお願いしているところであります。

○吉井委員 次に、今回の改正によりまして、国民健康保険税の課税限度額が二万円引き上げられ

て二十四万円、こういったことでござりますが、この

あります。

それから、有料道路に対する関係市町村の負担問題でございますが、この点については、國定資産税の課税あるいは交納付金の交付という点についての議論がありましけれども、現時点でこれはいずれも適当でないということで、有料道路負担問題検討委員会というところで議論されたわけでございますけれども、この点につきましては別途関係市町村の財政負担に着目いたしましてメニュー助成金制度を創設するということになり、五十五年度予算において初年度分四十五億三千万円の予算が措置されております。なお、これについては十年間、四百五十三億六千二百万円を交付するということが確認されております。このメニュー助成金制度の運用によって対処していくた

い、このように考えております。

次に、一般農地に対する固定資産税の問題についてであります。これまで現在、段階的に負担調整措置を講じております。そして五十七年度以降の問題につきましては、その評価がえの状況を考慮しながら所要の対応をしていきたい、このように考えております。

三大都市圏の特定の都市のA農地、B農地についての課税の問題であります。この地域において農業を經營しておられる方々に対する措置についてでありますが、この点につきましては現在、現に耕作の用に供され、かつ、三年以上農地として保全することが適当であると認められた一定の要件に該当する農地につきましては、五十六年度までの特例としていわゆる減額措置が講ぜられてゐるわけであります。この点につきましては、五十六年度までは現在の措置を継続していくとい、そのように考えております。

次が、利子配当課税についてでございますが、利子配当課税の特例につきましては国税の方で、五十九年一月一日から総合課税に移行するということで現在関係の法律を御審議をお願いしておりますので、これに対応して住民税におきましては、昭和六十年度から総合課税に移行するといふことで、現在御審議願つておられる法案の中に準備をいたしております。

次は、市町村道の道路目的財源の強化の問題でございますが、この点につきましては、自動車取

の引き上げは国民の中においても非常に不平不満があることは御承知かと思います。私はこれは国

が自体抜本的な改正を図つていかなければならぬ問題ではないかと思うのですが、これをただ国保財政の一時補完的なためと言つては語弊があるかもわかりませんが、限度額の引き上げを二年置きぐらにやつていくくというこういう行き方、これほどのように考えておられるのか。

○石原政府委員 国民健康保険財政そのものについては、被保険者の所得の状態あるいは保険給付の状態からいたしまして財政的に非常に問題が多い。したがつて、これに対しても抜本的な措置が講ぜられるべきであるという問題があることは御案内のとおりですが、今回提案申し上げております課税限度額の引き上げでありますけれども、これは被保険者の自己負担と国庫負担を除いた残りは結局、市町村がこれを賄つていかなければいけない、その保険者負担分を国保の被保険者にどういう形で割り振つていかことと関連する問題であります。

現在、均等割と所得割と一部資産割、こういった三つの要素で負担を配分しているわけですが、ども、その場合に最高をどこまで負担していただとかということが問題になるわけです。現在、たとえば五十四年度の場合でありますと、最高限度額は二十二万円までになつております。その最高限度額を被保険者のうち、どのくらいの人が負担しているかというと七十万余りの人で、率で言いますと総数の5%ちょっとの人が負担しておるわけです。これをもし引き上げないということになりますと、何と言いましょうか、たくさん持つていた多くの分がふえないわけですから、全体の負担額がふえた分だけ一般の被保険者の負担がふえてしまう。そこで最高限度額は、医療費の伸びに応じてある程度負担を上げていただきないと、零細負担者の負担がふえるという問題もあります。しかしそうかといつて、限度額を余り大きく引き上げるということになると、たまたま国保会計の被保険者であるといふことで他の保険よりも

著しく高い負担を課すると、いうことも、これまた公平の見地で問題があるというようないろいろな問題がありまして、從来最高限度額につきましては、おおむね被保険者の中に占める最高限度額の該当者、該当世帯の割合を維持するよう額を定めています。

そういう意味で五十五年度について申しますと、二十四万円という水準でほぼ5%程度の人がその最高限度額に該当するのではないか、從来のパーセンテージをほぼ維持できるのではないか、このように考えまして二十二万円から二十四万円に引き上げることにしたわけであります。ですからこの問題は、国保財政が持つ基本の問題、そもそもの問題とは別に、被保険者の中でどういう形で負担を分かち合うのが最も公平かという見地で検討すべき問題であります。私どもはこの最高限度額も、医療費全体のアップ率、あるいは被保険者全体に占める割合が大きく変わらない限度でこれを見直していくことが妥当ではないか、このような考え方で引き上げをお願いしているわけでございます。

○吉井委員 時間が来ましたので、最後に一点だけお伺いしておきます。ひとつ簡単に御答弁願いたいと思います。

住民税において所得税と同様に、土地等の長期譲渡所得について課税の緩和措置が講ぜられておる。ところが、宅地供給にこれがどの程度寄与するかと考えておられるのか。また、高額所得者に対するところの優遇措置ではないか、このようない面的な見方もあるわけですが、これによつて新たな不公平が生ずるのではないか、こういうことに對しての考え方。

また、市街化区域農地に対する課税の適正化について、今後どのように措置されようとするのか、これを最後にお尋ねしておきたいのであります。

○石原政府委員 長期譲渡所得の課税の特例につきましては今回、所得税におきまして一部改正が行われたことに対応して、住民税でも同じ内容の改正を行おうとするものであります。私どもは

これによつてかなり宅地供給の促進に効果がある、このように期待しております。

また、この措置が金持ち優遇ではないかという御議論があることも承知しておりますが、しかし、特別控除後の長期譲渡所得八千円を超える分については四分の三の総合課税が行われております。やはり高い所得については従来と同様、かなり重い税が課せられるという意味で必ずしもこれが金持ち優遇だという断定はできないと思います。

それから、市街化区域農地の課税の適正化の措置につきましては、いずれにしても五十六年度までは現行の制度でいいたいと考えております。五十七年度から適正化に踏み切つていただきたい。それまでの間、市街化区域農地のその後の状況なども踏まえて適正化の方向、具体的な内容を検討してまいりたい、このように考えております。

○吉井委員

以上で終わります。

○塙谷委員長

小川省吾君。
時間が大分てきておりましたので、本会議の開会があるから協力をする意味ではよつて御質問を申し上げたいというふうに思つてあります。

まず、大臣にお伺いをいたしたいと思うのですが

自治省発表の地方財政の収支試算を見ても、また今後増加していく行政の需要にこたえていくた

めにも、地方税の收入は伸ばしていかなければなりません。そこで、今後地方税を伸ばしていく場合に、その伸びをどの税目求めしていくのかとい

う問題であります。ほとんどの税目について伸ば

特に重点を置かれる税目はどこになるのか。また、

地方消費税は一般消費税がああいう形ですから、新たに増税できないと思いますが、新税を創設するつもりはあるのかどうか、この点をお伺いいたします。

○後藤田国務大臣

五十五年度は御承知のように、地方税の自然増収額も相当伸びると私ども見

込んでおりますが、これは五十六年度も引き続い

てこのような自然増収を見込むことができるかと

いうと、なかなか見通し困難な問題でございます。

そこで地方団体の財政の健全性を維持するとい

うためには、何と言いましても、一つは安定的であ

るということ、もう一つは伸長性が期待できると

いうもの、こういったことで地方税の増徴を図つ

ていくということが基本的にはあるわけござい

ますけれども、それじゃ何の税がいいのだとい

うことになりますと、いままでいろいろな調査会等

からいろいろな御意見がござりますので、それら

を踏まえながら検討していくかなければならぬ、か

ようになりますが、いま具体的にどの税だ

ということはお答えがしにくい、こういうことでございます。

ただ、先ほど來の御議論を承つておりますと、例の地方財政の収支試算を前提にして増税をしなければならぬのじやないか、こういった御議論なんですが、しょせんはそうなるかもしない。しかし、当面私どもがやらなければならぬことは、先般の国会の御決議もあり、また同時に、国にしる地方にしろ高度成長時代の水ぶくれがあるわけなんですから、そういうものを徹底的にやれるだけの整理をした上で、同時にまた、経済政策による自然増収等を図つた上で、さてその上で決算をしてみて、帳じりを見た上で初めて増税というものを考へるべきであろう。

ただ、財政収支試算の見方なんですが、これが必ずしもできがいいものとも私も考えません。あ

の計画というものは御承知のように、経済の暫定試

算を基礎に置いて、幾多の前提を置きながら、そ

れを数字の上で具体化すればこうなりますとい

う六十一年を想定して、そして五十五年度の財政の計

画というものと結びつけて各年度がどうなる。し

たがつて、二六・五%の税負担というものが国と

地方で二対一に分けて、国は弹性値が一・二、地方は一・一ということになれば、各年度の計算は

このようになりますといったことをお示ししたに

すぎないと私は考えております。したがつて、

○後藤田国務大臣

五十五年度は御承知のよう

あれが即増税の計画であるとは私ども考えておりません。ただあいのものを頭に置きながら、毎年の予算編成の際に具体的な財政の計画あるいは税制の改正、そういうことを考えていくというこ

とであつて、あれのものが増税計画でないとい

うことだけはもう十分おわかりになつていただけ

ていると思ひますけれども、私からも改めてその

点は申し上げておかなければならぬ、かように考

えております。

○小川(省)委員

次に、大臣に続けて聞きたいたの

ですが、税調との関係でございます。

地方税に関する限り税調の事務局というの

自治省の税務局であるという理解でよろしいわけ

ですね。

○石原政府委員

そのとおりでござります。

○小川(省)委員

すると、税調では独自の議論が

行われるのでしようけれども、自治省税務局が発

議をしたりあるいは原案を出していかない限り、

税が新設をされたり増収になるようなことはない

という理解でよろしいわけですか。

○石原政府委員

税調の審議でございますが、も

ちろんそれぞれ事務局を務めております大蔵省や

自治省から、所管の税についてどういう問題があ

りますか、どういう議論が行われたかというものを出

しますから、そういうものが議論のスタートにな

ることは事実でありますが、しかし、税務局か

ら出さなければ問題を取り上げられないというこ

とではございません。税調独自に学識経験委員の方などからもいろいろな提案がなされ、それが議

論になつていくことは常にあることだと思います。

○小川(省)委員

そういう点で私は税務局の役割

りというものは大変重要だと思うのです。私ども

が国会の中で地方税を通じていろいろ論議をする

わけありますけれども、税務局のそんたくでま

でも同様なんでしょうか、税調の議を経ない限り変えることはできないのかどうか。もし地方行政委員会の中で与野党一致で法律の一部修正をする、こういう場合には税調との関係はどうな

いですか。

○後藤田国務大臣

御承知のように税制調査会は、総理大臣の税制に関する諮問機関にすぎませ

ん。私どもは、国会で諸先生方の御議論を踏まえ

たことを税調にも報告も十分反映をするようになつておるつもりでございます。申し上げるま

でもなく、税をどうするというのは国会の権限に属することございますので、税調がいかなるこ

とを言おうとどうしようと、国会でお決めになればそのとおり決まっていく、こういうことです

います。

○小川(省)委員

わかりました。

この数年来、地方行政委員会の論議では、外形標準課税の問題がかなり活発に行われてきたわ

けども、御了解をいただきたいと思っております。

このことは、税務局が税調の論議にのせるこ

とに至つたのではないかと思つてゐるわけです

が、急づいてきたのではないかと思つてゐるわけ

が、急づいてきたという表現が仮に適切でないとい

るならば、なぜ税調の論議にのせるところまでこ

ぎつけることができなかつたのか、内部論議がど

う行われてきたのかという点についてお尋ねした

いと思います。

○石原政府委員

事業税の外形標準課税の問題につきましては、たとえば昭和四九年だと思いま

すが、税調の答申の中でもかなり詳しく議論が取

り上げられております。その後私どもは、事業

税の一番大きな検討課題として外形標準課税の問

題があるということで、税調の場でも問題を提起

しました議論もお願いしております。こちらの方でこれを引つめているということはございませ

ん。ただ、五十二年のころから、先ほど申し上

げておりますように、一般消費税の導入問題というものが税調で大きな検討課題となりまして、そのころから一般消費税と事業税の外形標準課税とが課税の関係で非常に類似した面があるということでおで、両者の調整をどうするかという論議に変わつてしましました。その結果、それいろいろ議論がありましたけれども、最終的に地方消費税といふ形で現実的な解決を図ろうということになつたわけでござります。したがいまして私どもは、法人事業税の外形標準課税の問題をこちらの方から税調の場に出さないということとは、これまでもありませんでしたし、今後もそういうことはございません。最も重要な検討課題だ、このように考えております。

○小川(省)委員 次に、課税最低限についてちょっとお伺いしたいと思うのです。今回ちょっと引き上げられたわけですが、住民税は御承知のように前年度課税ありますから、少なくとも前年度の国税の課税最低限と同じであつていいと思うのです。しかしこの数年は国税との乖離があり過ぎると思うのです。地方税は身近な問題を処理する応益能の原則ということを自治省は言われるわけでありますけれども、こういう論理は通用しないのではないかというふうに思いますが、余り乖離が国税との間にひどいのですから、なぜこんなに乖離が大きくなっているのか引き上げるのをちょびり上げてそのままにしているのか、この点についてお伺いをいたします。

○石原政府委員 御案内のようく所得税の課税最低限は、夫婦二人の給与所得者の場合は現在二百万五千円であります。この金額は五十二年からずつと同じ金額になつております。その所得が二百一十万五千円になつた五十二年ですか、そのときの五十二年度のときの住民税の課税最低限は五百四十一万八千円で、かなり聞いていたところが二百一十万五千円になつたのですけれども、その後所得税の方は依然として五十五年度の場合も二百一十五千円であります。それに対しても住民税は百五十八万四千円ということで、むしろその差はかなり

縮まつてきたということが言えます。しかし基本的には私ども先ほど申し上げておりますように、住民税と所得税の税の性格の違いから、課税最低限が同一でなければならない、そのようには考えておりません。その間に何がしかの差があるということは税の性格からやむを得ないのでないのではないか、このように考えております。

○小川(省)委員 次に、問題となつております不動産取得税の申告制度の問題であります。説明を聞いておつて、自治省の意図するところは一応わかるのですが、個人にしてみれば一生に一度かせねばならない程度の買い物であります。これが無申告で税の控除を受けられないというようなことがあつては困るわけであります。PRがそんなに徹底するとはどうしても考えられません。登録免許税にしても東京都全部で一年間の申告がわざわざ三十件程度だというふうに聞いておるわけであります。この六十日間の申告期間というものを、昭和五十五年度は初年度でありますから、トライアルの期間として見送るか、あるいはまた、当分の間届け出の日までというように読みかえるわけにはいかないのかどうか、お伺いいたします。

○石原政府委員 先ほど申し上げましたように不動産取得税につきまして、特に新築分について特例措置の対象に一定の要件を定めたものですから、それとの関連で申告を前提にするように制度を改正したわけであります。この申告を条件にしたことは、課税関係を明確にするという意味でどうしても必要だと考えておられます。

先ほど来申し上げておりますように、この制度の導入によって課税の段階で混乱が起こらないよう御心配、御指摘もあることは事実であります。そこで五十五年度につきましては、三ヶ月間準備期間を置くという意味で施行期日をずらしておりました。それから、それまでの間私どもは、私どもの役所だけなしにほかの関係する建設省その他の役所ともよく連絡をとり、何よりも課税団体である都道府県とも十分連絡をとりながら、こういった制度改正の周知徹底に努めたいと思ってお

ります。そして、先ほども申し上げたことであります。それが、もともと不動産を取得した場合には、現行制度のもとにおきまして届け出をしていただくことになつております。各都道府県の条例で、建築後十日ないし三十日の間に届け出をしておいただくという制度になつておりますので、それとあわせてこの申告をお願いするということで対処であります。

○小川(省)委員 現行法でも届け出がされてしまう、これはよくわかるのです。また、自治省がPRをあらゆる手段を通じてやるということはよくわかつますが、私は徹底をするとは思つております。七月からやるからそれまで三ヶ月あります。これから六十日間だから五ヵ月間あるんだといふ御答弁なんでしょうけれども、初年度ですから、トライアルの期間としてその状態を見る、こういうような考え方でいかないと無申告者がかなりふえてくるのじゃないか。そういうことによつて増収を図るなどということを小さな手段を考えているわけではないだろうと思うのですが、これについては再検討していただけないでしょうか。

○石原政府委員 もちろん私どもは、この申告にかかるわらしめることにしたのは、そのことによつて増収を図るというような考え方では全くございません。ほかの制度とのバランス等を考慮しまして、課税の事務的適確を期するという趣旨でこの制度を設けたわけであります。

先ほど来申し上げておりますように、この制度の導入によって課税の段階で混乱が起こらないよう、今後この制度の周知徹底に全力を傾けてまいりたい、そうした上でこの制度を実行したい、このように考えております。

○小川(省)委員 自治省が全力を挙げて徹底をしてやるという善意はよくわかります。二十一日まであるわけですから、ぜひこの点については再検討を強く要望をいたしておきます。五十五年度は初年度でござりますから、トライアルの期間と

して状況を見るということが何としても必要だ、こういう点を申し上げておきたいと思つています。

それから、先ほども出たのですが、県民税の所得割でござりますけれども、今回手を加えていないうえですけれども、これは市町村民税のように十三段階といかないまでも、少なくとも五段階ぐらいに変えてよろしいのではないかというふうに思つています。百五十万で分けているわけですが、これは現実とは、中学卒業でも百五十万ぐらいい取る時代になつてしまつたわけでありますから、このままではいけないまでも、少なくとも五段階ぐらいに変えてよろしいのではないかというふうに思つておられます。百五十万で分けているわけですが、手を加える必要があるのではないかと思つますが、いかがですか。

○石原政府委員 確かに制度論といいましょうか、本来の税制のあり方という議論からいたしますと、市町村民税の方の税率適用区分を変えて道府県民税の方を全然変えないのはいかがなものかという議論は、当然あり得るかと思うのであります。ただ、先ほども申し上げたわけでありますけれども、道府県民税は刻みが一つしかない。ですから、これを変えるとなるとかなり大きな改正になります。そういった意味で、道府県民税、市町村民税あるいは所得税を通じて所得に対する課税の見直しというような機会が、そう遠くない機会に来るのではないかと私は予想しているのですが、それでは道府県民税は刻みが一つしかない。ですから、これを変えるとなるとかなり大きな改正になります。そういう意味で、道府県民税の性格にマッチした税率適用区分のあり方というものを考える過程でこの問題を検討していくべきではないか、このように考えておられます。したがいまして、いまの段階で百五十万を直ちに変えるといふことは、余りにも改正の内容が大き過ぎるといふふうに考えたわけであります。

なお、いま百五十万といいますと高校卒業者ぐらいいではないかということでござりますが、確かに収入金で見ますと、五十四年度の新卒者の高校の場合、百五十万五千円くらいの水準になつておますが、ただし、道府県民税の区分は収入ではなくして課税所得でありますので、百五十万を課税

所得に直すと、夫婦二人の給与所得者の場合で
すと三百六十五万ぐらいになります。急のために
申し上げたいと思います。

○小川(省)委員　これは税の問題ではないのです。が、いわゆる公営ギャンブルの問題であります。これは公営ギャンブル実施団体と実施をしていない団体との間には財政の間に非常に大きな差異があり、実施をしていない市町村は非常にうらやま

ましい目をもつて実施団体を見て居る、こういう
ような状態がありますが、この均てん化といいま
すかそういう方向について、かなり進んできてお
るのだと、いうようなお話を承つておりますけれど
も、この点について現状ではどうなつておるのか、
若干御説明を承りたいと思います。

につきましては、昨年六月に公営競技問題懇談会というが設置されまして、総理府総務長官に対しまして意見書を提出したことは御承知のとおり

でございます。この意見書につきましては内容としましては、均てん化のほかに、振興団体に対する交付金のあり方の問題とか、あるいは場外売り場をどうするとか、開催回数の問題をどうするとか、いろいろ多岐にわたつた内容を含んでいるわけでございます。政府といたしましても、この意見書を受けまして、公営競技問題関係省庁連絡会議というのを設置いたして、いろいろ議論をいた

しております。自治省いたしましてはこの中で御指摘の収益の均てん化に関する部分を受け持つておるわけでございますけれども、その前提となります問題として交付金率の改定という問題がございます。いわゆる振興団体に対する交付金でございますが、これをどうするかということにつきまして、なかなか関係省庁の意見が一致いたしていないのが現状でございます。

自治省といたしましては、とりあえず自分のところに付けておきたいとおもつべきである。そこで、五十四年度の特徴として、できる措置をいたしまして、五十五年度の特徴として、交付税の減額率を引き上げるとか、指定団体につきまして一部事務組合化を進めていく、あるいは地域における均一化を促進するなど、いろいろな点で取り組んでおるところであります。

うふうな措置を講じておたわけでもあります。

ただ、基本的にわれわれ考えておりましたのは、この収益の均てん化を進めていくためには、公営事業金融公庫に対する納付金の率を引き上げることが一番現実的であり、また効果的であるといううに考えておりますので、こういった点も含めまして、交付金の改定とあわせましてこれを進めてまいりたい、このように考えております。

○小川(省)委員 この点については、市町村間非常に大きな、反目と言わないまでもいろいろありますから、ぜひひとつ検討をしていただきたい、このように思つております。

電気税の関係でありますけれども、電気料金値上げ決定によって追加提案をされるようでありますけれども、現時点で免税点をどのぐらいにていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

○石原政府委員 電気料金の引き上げにつきましては、私ども聞いているところでは今明日中は通産省の原案が決まるようでございます。それは引き上げ案を基礎として免税点の改定を行い、

審議をお願いしたいと思っておりますが、基本的な考え方をいたしまして、現在二千四百円の免点によって免税となつてゐる世帯が、料金の引き上げによって課税対象にならないよう調整をされる、こういう考え方で作業したいと思っており
ます。

○小川(省)委員 ガス税の一万円のように、ぜひとつの電気税の免税点についても大きく引上げるよう、特に要請をいたしておきたいと

また、電気税に関連をして、専修学校を非課税にするようあります。大麥結構なことだと思ひますけれども、専修学校だけではなくて各種学校全体に広げるようにしていつたらどうかというふうに思っていますけれども、この点についていかがですか。

○石原政府委員 専修学校につきましては、学
教育法上の位置づけからいたしまして、修業年
とかあるいは授業時間数あるいは教職員組織、

う一つ点についてかなり厳しい基準が決められ

ております。そういった意味で、学校教育法の第一条の学校と内容的にかなり類似した面がある、そういうことから今回電気税及びガス税につきましては、用途非課税にしたわけでありますが、各種種学校につきましては、学校教育法上の位置づけも専修学校とかなり違つております。したがつて、これを直ちに同じ扱いをするということについてはいかがなものかと考えております。今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○小川(省)委員 まあいいでしよう。
次に、事業所税の改正ですが、結構だと
思うのですが、しかし、私が委員会で常々主張して
きたのは、県厅の所在市にぜひひとつ適用をし
てもらいたい、こういう主張を私としてはいたい
てきたわけであります、何としても県厅所在市
にこれを適用していく必要があると思うのですが、
ひとつことの税調の論議にはのせていただけ
くよう、税務局内部で御検討をいただけるでしょ
うか。

○石原厚生省長　厚生省の方の説明に依る範囲で大問題につきましては、先般も御答弁申し上げましたように、税制調査会の中で率直に申し上げまして、あの税の性格からしてこれ以上広げることについては消極的な意見がかなり強いわけであるから、しかしながら同時に、全国市長会を初め

方団体の側には、課税対象範囲を広げるべきだ見直すべきだという意見もございますので、私もはこういった地方団体側の意見も率直に税調場で御検討いただきたい、このように考えてお

政を施すことになるわけですね。思い切って考
てほしいと思いますし、十分に検討をしてほし
だと思いますが、いかがですか。

○後藤田國務大臣 検討いたしたいと思います。

いま県厅所在地で三十万以下の市が二十一あるのです。よく検討いたしたいと考えております。

○小川(省)委員 次に、地方を回つてみますと、グループ店というのかチーン店というのか知りませんけれども、ロンドンであるとかハワイであるとかいうような店がいろいろあります。地方の税務関係者が大変困つておりますのは、これらの店に対する税金の課税徴収の問題であります。これらの店が一たび倒産をいたしますと、店長以下従業員はすぐ四散をしてしまいますし、差し押さえられるにしても適切な物件もない、備品も什器もほとんどない、こういった見合せんとする。この重

○石原政府委員 最近そういういた御指摘のようないふうに思つてゐます。この点につきまして、もともと地方税法上の扱いとしては、名義上の経営者に対する実質上の経営者の店に対する適切なる課税徴収の方法を検討をする必要があると思うのですが、検討をしてみていただきたいというふうに思つてゐますが、検討しててくれますか。

者が背後にいるという関係については、その事実上関係を掌握してこれを特別徴収義務者に指定するというような扱いを指導しております。また名義上の経営者に対しても、実際に経営者ではないけれども土地とか家屋とかその他資産を提供している者、これらにつきましては、いわゆる第一次納税義務を設定しまして、徴収の確保に努めることによって、さらに実態を見ながら、運用上の問題を含めて、また必要に応じて法令上の検討も含めて、今後検討していくたいと思っております。

○小川(省)委員 これらの点についてはぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、料理飲食等消費税、いわゆる料飲税の問題であります。特にこの料飲税の中で、温泉等の所在市町村では、たくさんの人人が集まって飲食を

して、ごみと屎尿がたれ流されて残るわけありますけれども、地元の市町村は大変これらの処理に追われているのが実情であります。娯楽施設利用税のゴルフ場税のように、この料飲税の二分の一を地元の市町村に還元をする方法はないのかという問題であります。かねて大変問題になつてきました点でもありますし、入湯税だけでは何ともならぬ問題であります。いうふうに思つておりますが、検討をしてみる必要がある税目であるうといふうに思ひますが、いかがですか。

○石原政府委員 確かに娯楽施設利用税につきましては、特にゴルフ場について市町村交付金制度がありますので、これとのバランスといまようかそいつた制度を見て、温泉所在市町村で料飲税の地元還元を強く要望していることはよく承知しております。ただ、いまの税制度は基本的に課税する団体が収入もするという原則に立つておりますので、料飲税につきましても道府県が課税し、これを一部市町村に移行するといふのは、いまの税制のたてまえからするとや邪道といいましょうか本来の姿ではない、こういう考え方もあるわけです。必ずしも十分でないというお話をありましたけれども、現在入湯税制度によりまして関係市町村にはかなりの財源が入つております。しかもこの入湯税は、交付税計算上は基準財政收入額に入れておりません。差し引き計算しておませんから、まるまるその団体の財源として残るわけあります。それから、これは財政局の所管でありますけれども、温泉所在市町村につきましては、清掃行政費の計算などにおきまして、入湯客数を基準にして経費の割り増し計算を行うというようなことも行われております。いろいろな意味で、温泉所在地の市町村に対する特殊財政事情については財源措置がなされておりますので、料飲税を分けるという点については、税制の基本のあり方とも関連して、今後慎重に検討すべき事柄ではないかと、このように思います。

○小川(省)委員 大臣 この点についてはいかがですか。

○後藤田国務大臣 ただいま税務局長がお答えをいたしましたとおりでございます。

○小川(省)委員 これは大臣、ひとつ検討してみてほしいと思うのです。ゴルフ場税のように二分の一還元をしておる税もあるわけですからね、ぜひひとつ検討してもらいたいと思います。

次に、東京都の課税の問題であります。御承知のように、東京の財政事情は大変苦しいわけですね。しかし、税の課税面で東京都はかなり他の都道府県におくれをとつてある面があるのでないかと私は思うわけであります。先年、児玉警士夫の家が新しくつくられているのに、問題になつて航空写真を撮つて初めてわかつたというような例もあるわけなんですね。このように不動産取得税においても料飲税等にしても、課税対象の捕捉がきわめて悪いんじゃないかというふうに実は心配をしておるわけであります。適切な課税によつてかなりの財源がまだまだ確保できるのではないかとかわかりませんけれども、これらについての指導はどうなつておるわけですか。

○石原政府委員 確かに東京都の場合は、巨大都市という事情もありましようし、課税物件が非常に多いということもあるのでしようが、いずれにしても、料飲税とか不動産取得税とか幾つかの税

市といふ事情もありましようし、課税物件が非常に多いということもあります。このように聞いておるわけであります。

○小川(省)委員 本会議が開かれるわけですか

ら、協力を申し上げたいと思つていますが、医師の事業税の課税の問題、不動産取得税の申告期間の六十日間の問題、これらの点についてはぜひひとつ検討をお願いいたしたいと思つています。

○小川(省)委員 以上で、私の質問を終ります。

○塩谷委員長 午後四時より再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十四分休憩

○塩谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○安藤委員 地方税法等の一部を改正する法律案を議題とします。

○安藤委員 私は今度の地方税法の改正問題について、いろいろたくさん問題があるわけですが、

○安藤委員 よう先ほどいたいたいた第九十一回国会衆議院地方行政委員会への陳情が指定都市から衆議院に

あります。何らかの措置がとられたようであり

ますけれども、実際に固定資産税を課税していくのと同額ぐらいの金が渡るわけなんでしょうか、あるいは二分の一ぐらいなんですか、どのような形で行われるわけですか。

○石原政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、今回創設されましわゆるメニューブ

助金は、十年間で四百五十億という数字でござい

ます。これが固定資産税として課税した場合に額との関係はどうかということですが、そもそも固

定資産税としてなじまないということで、課税し

た場合に幾らといふ計算をしておりませんから、

その額がどういう関係になるのか御答弁できな

いといふふうに伺つております。

○石原政府委員 電気税の非課税による全体の減収額ですが、今度一品目減らされて、八十四から八十二に

なるというふうに伺つております。

○安藤委員 徐々に対象品目が減らされてきてお

りますけれども、なかなか大きな金額だといふふうに思つております。

○石原政府委員 そこで、この電気税、非課税品目ではなくて実

際に徴収をしておる電気税の市町村税收入に占める割合、これはどのようになつておりますか。

○安藤委員 ますけれども、その二つで結構です。

○石原政府委員 市町村税総額に占める電気税の

収入額の割合でございますが、五十四年度の場合、

市町村税総額六兆八千九百二十六億円中電気税が

二千四百三十七億円でございまして、三・五%で

ございます。それから五十五年度は、総額が七兆

八千九百八十三億円に対し電気税が二千五百九

十五億円の見込みがありまして、その比率は三・

三%と若干減少することになります。

○安藤委員 そこで、この非課税措置を全部なく

をされたとすれば、これは全部の品目、八十二品目全部について調査をされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○石原政府委員 ただいま申し上げた点も五十三年度の実績値でございます。ただいま入手し得るデータとしては五十三年度実績値まででござります。いずれも通産省の方からいたいたいたデータで調べますと、現在の八十二品目の中には5%を切るものはない、このようなことでございます。

○安藤委員 産業構造の変化というものはそう急激にはないのかもしれません。しかし、これはそんなに間を置かずして調査をされる必要があるのではないかと思うわけです。そしていまお聞きしますと、それからこれまでいろいろお聞きしたところによると、実情はわからぬでもないのですが、すべてこれは通産省に依頼をして、通産省が調べた結果をはい、そうですかというふうに受け取つて、そのままそれが素通りしていくという仕組みにどうもなつておるようなんですね。この点非常に私は疑問に思うのです。実際問題としてできるのかどうかということは、技術的に相当困難ではないかといふこともわかるのですけれども、やはりこれは地方税の関係なんですから、自主的に自治省の方が通産省に働きかけて、一緒に行くなり技術を見るなりをして調査をするというようなことはお考えにならないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○石原政府委員 私ども地方税の所管の官庁いたしまして、この電気税につきましても、課税の実態がどうなつてあるか、機会をとらえての勉強に努めているつもりでござります。ただ、この非課税品目の中で生産コスト中に占める電気料金の比率がどのくらいになつてあるかという点になりまして、技術的な面あるいは帳簿などの原材料のコスト計算などの面、画面からチェックしなければならないものでありまして、どうしても全体としては通産省の方のデータに依存せざるを得ないわけでございますけれども、しかし、私どもとしても機会あるごとに、また問題があることに実態

を調べたり、また通産省だけではなく別に別の、直接企業から話を聞いたりあるいは自治体の方から話を聞いたりして、実態の把握には努めておるつもデータとしては五十三年度実績値まででござります。今後ともそういう努力は続けてまいります。今後ともそういう努力は続けてまいります。

○安藤委員 やはりいまお答えいただいたように、自治省としても直接調査をしに行く、あるいは通産省の方から届いたデータをうのみにしないという方向でやつていただきたいと思うのです。

それで、いまちょっとお話をあつたのですが、それぞれの自治体が直接管轄内の企業の電気料について調査をしに行くことともやつておられるのですか。

○石原政府委員 私の承知するところでは、幾つかの自治体での非課税品目の問題、あるいはそれに限らず電気税全体の問題について直接企業に赴いて調査をしているという事例は聞いておりました。

○安藤委員 そういうようなことをどしどしやつていただいて、厳正なチェックをしていただきたいということを要望いたしております。

その関係で、これまでもずっとお尋ねをしてお答えをいただいてきたのですが、この電気税の非課税について一、二の都市の実態をお話をして、いま申し上げましたような御努力、それから先ほど大臣からお答えいただいたような方向での御努力をお願いする資料にしたいと思うわけです。

名古屋の場合、昭和五十四年度、非課税による減収額は約九億円になつています。非課税品目に該当する産業が幾つかあるわけですから、たとえば鉄鋼、金属関係でいきますと、電気料金のうちの九〇%が非課税になつて、わずか一〇%にだけ税金をかけているというのが実態なんですね。それから、これは化成の硫安、硫酸あるいはアクリル関係、これも同じような状況で、結局一〇%にしか税金をかけてない、こういうような調子になつておるわけです。それで非課税の品目の産業の上位三十社の業種別の内訳も調査をしてまつておるわけなんですが、これが一番大

きいのが鉄鋼、金属で二億五千六百万円、それから化学の方が一億六千九百万円、こういうような金額が出てきて、上位三十社で五億七千六百万円というものが数字として上がつてきているわけであります。だから最初に申し上げましたように、もう例年のように指定都市の方からこの非課税措置の整理合理化、これが非常に強く希望されているというのは御承知のとおりであります。

そこで、これはきのうもNHKのテレビでもやつておりましたし、きょうも新聞に大きく出ておりましたけれども、四日市の場合、あれは石原産業が硫酸を含む廢液をたれ流しておつたのが刑事事件として公害罪ということで有罪の判決を受けたわけです。その中でも言われておつたのが、ずっと前から石油コンビナートの公害の町というふうに四日市市は残念ながら言われておつたのです。そこで昭和四十六年の暮れの市議会で、公害のおそれのある石油関連企業は誘致しないといふ、いわゆる石油関連企業締め出しの決議をしたわけなんです。ところが、公害裁判が終わってから七年たつておるのですが、現在もなお公害病の認定患者が千人近くおります。それから毎月新しい患者が二人以上ずつ出ているという状況で、依然として公害都市だというふうに言われておるのですが、御承知のように昨年度から地方交付税の交付団体に四日市はなつたわけなんです。公害企業締め出しの決議をしたけれども、そういうような状態になつてしまつたので、その公害企業締め出しの決議の趣旨を緩めて、そういうような企業ももう一度誘致しなければ成り立つていかないというような動きが出てきている。これはNHKの解説にも出でた事実なんです。

こういうことになりますと、これは私の個人的な問題なんですが、私も公害裁判の原告側、住民側の代理人として裁判をやつた一人ですから、これは非常に残念なことでもあり、許せないと思っています。その四日市で、電気税非課税対象品目に該当して幾つかの大きな会社が電気

この四日市での非課税の額、これは私の方から調べてきましたので、間違つておれば訂正をしてもう少しそれよりもふえているのかもしれませんが、大体そんなものだと思うのです。この非課税になつておる大きな会社というのは、どういうような会社がその対象になつておるのか、質問をいたします。

○石原政府委員 企業ごとの非課税による減収額というのはつまびらかにしておりませんけれども、四日市市の方に問い合わせたところ、比較的大きな減収額を生じている企業名としては、三菱油化、中部電力、東洋曹達、協和油化、三菱化成、新大協和石油化學というふうな企業だ、このようになります。

○安藤委員 五十三年度の非課税の額は私が申し上げておるとおりで間違いがなかつたようですね、訂正をされませんでしたから。

一番大きな会社がどこの会社か、私も実はわかりませんが、先ほどおつしやつた三菱油化あるいは新大協和石油化學というのが一番中心的になつて石油コンビナートが結成されておると伺つておりますから、恐らくそこらあたりが一番大手じゃないかもしれませんが、先ほどおつしやつた三菱油化、新大協和石油化學というふうな企業だ、このようになります。

○安藤委員 五十三年度の非課税の額は私が申し上げておるとおりで間違いがなかつたようですね、訂正をされませんでしたから。

一番大きな会社がどこの会社か、私も実はわかりませんが、先ほどおつしやつた三菱油化あるいは新大協和石油化學というのが一番中心的になつて石油コンビナートが結成されておると伺つておりますから、恐らくそこらあたりが一番大手じゃないかもしれませんが、先ほどおつしやつた三菱油化、新大協和石油化學というふうな企業だ、このようになります。

ただ、大臣からお答えいただいたような方向での御努力をお願いする資料にしたいと思うわけです。

名古屋の場合、昭和五十四年度、非課税による減収額は約九億円になつています。非課税品目に該当する産業が幾つかあるわけですから、たとえば鉄鋼、金属関係でいきますと、電気料金のうちの九〇%が非課税になつて、わずか一〇%にだけ税金をかけているというのが実態なんですね。それから、これは化成の硫安、硫酸あるいはアクリル関係、これも同じような状況で、結局一〇%にしか税金をかけてない、こういうような調子になつておるわけです。それで非課税の品目の産業の上位三十社の業種別の内訳も調査をしてまつておるわけなんですが、これが一番大

するわけです。たとえば非課税措置を全部やめるあるいはおむね5%というのを10%までといふことにしたならば、それによる増収によつてそういう交付団体に転落をすることもなかつたうし、またまた危険な公害企業を誘致する方向に逆戻りをすることを考えなくてよかつたのじやないかと思うのです。だからそういう点からも、非課税措置をなくするあるいは5%内外というのを10%というようなところまで緩めるというような方向でお考えいただきたいということを要望しております。

もう一つつけ加えますと、これは四日市で調べてきたのですけれども、四日市の公害健康被害補償法の関係は別に出ておりませんからいのですが、それ以外に、四日市が一般財源から公害対策費として出しているのは、五十四年度で一億五千七百万円ですね。五十五年度の予算でも一億六千五百萬円。これは、先ほど言いましたように八億六千何ぼですから、公害対策費用なんか軽く出てしまっていう状況にあるということを認識をしていただきたいと思います。

そこで、先ほどからいろいろ議論をしておりましたが、コストの中に占める割合がおよそ5%といふのは、絶対的なもので動かすことができないものかどうかということですね。先ほどお伺いしたことによると、今度外すことになった二品目、硫化鉱と二硫化炭素については、五十三年度の調査でも一五・五%あるいは一四・四%ということですね。となると、この5%というのは実質的にもう外れてしまっているのじゃないかと思われるわけですね。だから、この5%というのは実質的に外してしまつて、通産省に対しても強く要求をしていくというようなことをお考えになつておられるのかどうか、そのことをまずお伺いします。

○石原政府委員 先ほど申し上げましたように、今回非課税品目から落とすことにしております二品目、いざれも電気料金のコスト中に占める比率は10%を超えております。それで、現在の非課税品目の一つの選定基準といいますか、そこに挙

がつておりますものの基準としては、5%を超えるものということにしております。したがつて

5%を超えるものはすべて非課税品目であるといふことではなしに、5%を超えるもので、かつ、非課税措置をなくするあるいは5%内外というのを10%というようなところまで緩めるというよ

とかどうとかというお話をもあつたのですが、ちょっと違うものですから、その辺は一遍趣旨を徹底してください。

○石原政府委員 私が申し上げましたのは現在、地方税法でリストアップしております八十二品目はすべて5%以上でございますけれども、ここには載っていない製品でコスト中に占める比率が5%を超えているものがほかにもありますということを申し上げただけです。

○安藤委員 そこで、5%のほかにもう一つ、産業の基盤の問題をおっしゃったのですが、私どもはこれがあくまでも大企業優遇の特別措置だと申し上げておるのです。だから5%を10%にし

ようがあるいは全然非課税措置をなくしてしまおうが、別にそういうようなことによつておたおた

いたがざるを得ないのじやないか、このように思ひます。

いずれにしても私どもは、地方財政の立場から非課税の特例はあるべくない方が望ましいわけですから、そういう方向で努力をしていくつもりでありますけれども、5%の基準そのものを変えてしまうというのは現在ではまだむずかしいのではないかだらうか、このように思います。

○安藤委員 いまおつしやつたのとちよつと違う話をしてきました。というのは、ここに掲げてある対象品目、現在八十四品目ですが、この産業においてはいわゆる電気料のコストに占める割合はおおむね5%を超えて、こういう理解をしているのです。非課税品目の連絡がありますね

事務所の関係とかについてだけ電気代を納めますよという連絡が来る。だから、そういう品目をつぶつてある企業だからおおむね5%を超えている

品目なんだという理解で、別にチェックも何もし

ないという話を聞いてきたのです。しかし、いま

ことで登録免許税のことをおつしやつて、今度それが中古住宅にも適用されるようになつた。中古に六十日で新築の場合六十日でないということになつて非常に不都合だからというお話をしても

免許税の方は国税ですね。だから、国税と地方税というのはそう強いて整合性を持たせなければいけぬものでもないんじやないかと思うのですけれども、それを無理やりにとく持つてこられたのは、それだけのことなんでしょうか。

○石原政府委員 住宅に関する税制として、登録免許税でありますとか、あるいは所得税における住宅控除でありますとか、あるいは不動産取得税でありますとか、こういったものはいずれも、

住宅を取得されるいは新築された場合に関係する税制でございます。したがつて、こういつた税制につきましては、なるべくいろいろな基準等は合わせることの方が納税者側の立場からも望ましいのではないかということで、今回中古住宅につけて課税の特例を導入するに当たつてその要件は、登録免許税あるいは所得税などの要件を勘案しながらこれを合わせたという経緯でございま

す。

○安藤委員 ところで、午前中もちょっと話が出たのですが、家を買うあるいはつくるといふのは、一般国民にとって一生に一度あるかないかといふことです。それは、家の購入がP.R.をするからいふことだとと思うのですね。P.R.をするからいふこととは、なるべくいろいろな基準等は合わせることの方が納税者側の立場からも望ましいのではないかということで、今回中古住宅につけて課税の特例を導入するに当たつてその要件は、登録免許税あるいは所得税などの要件を勘案しながらこれを合わせたという経緯でございま

す。

○安藤委員 ところが、午前中もちょっと話が出たのですが、家を買うあるいはつくるといふのは、

一般国民にとって一生に一度あるかないかといふことです。それは、家の購入がP.R.をするからいふことだとと思うのですね。P.R.をするからいふこととは、なるべくいろいろな基準等は合わせることの方が納税者側の立場からも望ましいのではないかということで、今回中古住宅につけて課税の特例を導入するに当たつてその要件は、登録免許税あるいは所得税などの要件を勘案しながらこれを合わせたという経緯でございま

す。

○安藤委員 ところで、午前中もちょっと話が出たのですが、家を買うあるいはつくるといふのは、

一般国民にとって一生に一度あるかないかといふことです。それは、家の購入がP.R.をするからいふことだとと思うのですね。P.R.をするからいふこととは、なるべくいろいろな基準等は合わせることの方が納税者側の立場からも望ましいのではないかということで、今回中古住宅につけて課税の特例を導入するに当たつてその要件は、登録免許税あるいは所得税などの要件を勘案しながらこれを合わせたという経緯でございま

す。

○安藤委員 ところが、午前中もちょっと話が出たのですが、家を買うあるいはつくるといふのは、

一般国民にとって一生に一度あるかないかといふことです。それは、家の購入がP.R.をするからいふことだとと思うのですね。P.R.をするからいふこととは、なるべくいろいろな基準等は合わせることの方が納税者側の立場からも望ましいのではないかということで、今回中古住宅につけて課税の特例を導入するに当たつてその要件は、登録免許税あるいは所得税などの要件を勘案しながらこれを合わせたという経緯でございま

す。

○安藤委員 ところが、午前中もちょっと話が出たのですが、家を買うあるいはつくるといふのは、

一般国民にとって一生に一度あるかないかといふことです。それは、家の購入がP.R.をするからいふことだとと思うのですね。P.R.をするからいふこととは、なるべくいろいろな基準等は合わせることの方が納税者側の立場からも望ましいのではないかということで、今回中古住宅につけて課税の特例を導入するに当たつてその要件は、登録免許税あるいは所得税などの要件を勘案しながらこれを合わせたという経緯でございま

税の問題でも、千分の五十から千分の三十にこれは申告すればなるんだという制度になつておるわけですね。

ところが、昨年これがそういうような制度に改正をされて、やればそれだけいわゆる減額措置の対象になるということになつておつたにもかかわらず、それでこれは新しい制度ですからPRをさか三十件足らずだったということになると、これがPRをしたということだけではとてもじやないが追つかない話じやないかという気がするんですよ。だからその辺、これはそういうような減額措置をとつてもらひる、軽減措置をとつてもらえるということは、宅建業者あるいは不動産取引業の人たちは当然周知徹底されていたと思うのですが、徒過されてしまう、せつかくのそういう軽減あるいは減額の権利行使することができなくなるといふそれが非常に強いんじやないかと思うのですが、その点心配ないのでしょうか。

○石原政府委員 確かにわれわれ自身のことを考えましても、税制上のいろいろな知識、特典といふものすべて知っているといふうございません。ですから、家を建てるときに関連する役所の窓口あるいは関連の業界などが、こういつた恩典について十分建築主に知らしていただきようにするといふことがポイントではないかと思うのであります。

私は今回、新築住宅について一定の適用要件を定めたことに關連して申告していただくようにしたわけですが、午前中も申し上げました

が、全く新たに申告行為をお願いするといふよりも、現在でも地方税法の第七十三条の十八といふ規定によりまして、およそ不動産を取得した場合には、各自治体の条例の定めによりまして、おおむね三十日以内ぐらいの間に申告をしていただけます。この規定には、もし怠りますと一定のペナルティーが科せられるという規定までついておりまして、とにかく家を建てられたならば申告していただくということを現行法で義務づけておるものですから、このときにあわせていきます。この不動産取得税の課税の特例、恩典について申告していただくことは、全く何もなかつたところに新たにお願いするというのではなくして、そこには周知徹底できるのではないか、このように考へておられる次第でございます。

○安藤委員 PRの方は、私は先ほども申し上げましたような事実に基づいて信用しないのですが、それは六十日を徒過する人がたくさん出てくるのではないか。せつかくつくても魂入れずで、何の効果もないのじやないかということを強く心配をしておるのであります。

そこで建物新築の場合に限つて話を進めれば、新築をしたときにおつしやるよう、三十日あるいはそれぞの都道府県によつて十日以内といふこともあります。これは条例準則によつて三十日以内といふように決められて、それに基づいて条例を決めておられるわけですね。そういうことになつておるのですが、これはそういうことがもともといかぬのだと言わればおしまいなんですが、新築をされたということを現地へ見に行かれたりあるいは法務局で保存登記がなされたのを

なされております。この規定には、もし怠りますと一定のペナルティーが科せられるという規定までついて申告をしていただくということを現行法で義務づけておるものですから、このときにあわせていきます。この不動産取得税の課税の特例、恩典について申告していただくことは、全く何もなかつたところには周知徹底できるのではないか、このように考へておられる次第でございます。

○安藤委員 PRの方は、私は先ほども申し上げましたような事実からすると、とてもじやないが、これは六十日を徒過する人がたくさん出てくるのではないか。せつかくつくても魂入れずで、何の効果もないのじやないかということを強く心配をしておるのであります。

そこで建物新築の場合に限つて話を進めれば、新築をしたときにおつしやるよう、三十日あるいはそれぞの都道府県によつて十日以内といふこともあります。これは条例準則によつて三十日以内といふように決められて、それに基づいて条例を決めておられるわけですね。そういうことになつておるのですが、これはそういうことがもともといかぬのだと言わればおしまいなんですが、新築をされたということを現地へ見に行かれたりあるいは法務局で保存登記がなされたのを

なされております。この規定には、もし怠りますと一定のペナルティーが科せられるという規定までついて申告していただくということを現行法で義務づけておるものですから、このときにあわせていきます。この不動産取得税の課税の特例、恩典について申告していただくことは、全く何もなかつたところには周知徹底できるのではないか、このように考へておられる次第でございます。

○安藤委員 そういう資格ができたからといつて申告をしていただくことが課税の特例であります。

もともといかぬのだと言わればおしまいなんですが、新築をされたということを現地へ見に行かれたりあるいは法務局で保存登記がなされたのをなされております。この規定には、もし怠りますと一定のペナルティーが科せられるという規定までついて申告していただくということを現行法で義務づけておるものですから、このときにあわせていきます。この不動産取得税の課税の特例、恩典について申告していただくことは、全く何もなかつたところには周知徹底できるのではないか、このように考へておられる次第でございます。

そこで、もう一つ問題があるのですが、これは実際にそういう事務をこれまで取り扱つてきた都道府県の税務課の人たちの仕事がものすごくあえぎつと決めて、それを守らなければせつかくの権利行使ができなくなるといふようにしなくていいのです。

ういう申告をしなければだめだということではなくて、納税通知書を出して、人が来るといふときに、こういう制度があるから申告したらどうですか、それで申告するということでスムーズにいついたわけですよ。ところが、今度は申告しなければならぬということになれば、そのPRをまずやらなければいかぬですよ。そして申告なされたときに、たとえば新築の場合、六十日以内の申告なのかどうかということを確認しなければならぬと思うのです。どこから六十日以内にたたといてことを確認するのか、これは民法上とかいろいろあります。あるいは登記簿に登記されたとき、あるいは検査済証、検査が済んだとかあるいは工事が全部完了したというようなときとか、いろいろな時点があるんですよ。それをどこかでチェックしないと、六十日というものは切れませんね。だから、そういうような仕事も出てくるわけです。そしてさらに、どうしてそれを教えてくれなかつたんだという苦情がまた非常にたくさん殺到するだろうと思うんですよ。

だから、調査をしに行かなくちゃいかぬ、PR

はしなければいかぬ、しかも調査をして六十日と

いう期限を切るのに、どこのところで押さえたら

いいかという大問題が一つある、苦情は殺到する

というようなことになつたら、いま行政改革で公

務員を減らすあるいは地方公務員も減らすとい

うことなどを言っておられるのですけれども、と

てもじやないが今までの人員どおりではいかな

い、下手をすると五割増しあるいは倍くらいの人

をふやしてもらわぬことには処理していけません

というのが地元の声なんですよ。だから、そい

う点についていろいろ都道府県に対して、こうい

うふうにするけれども、事務の関係はどうなるだ

らうかとかといふ点も含めて、先ほどのようにPRをやつて権利をしかるべき行使してもらうとい

うような措置をとることができるかどうかとい

うな点について、都道府県の意向を聞かれたこ

とがありますか。お聞きになつたとすれば、それ

はどういうような返答があつたのか、お伺いしま

す。

○石原政府委員

今回の改正のように徴収関係、

課税関係の変更につきましては当然、第一線の税

務担当者の御意見を聞くことが大変重要だと思

います。今回の改正につきましては、この改正の案

が固まりました段階で、ことしの一月でございま

すけれども、税務課長会議を招集し、その際に担

当課長からそれぞれ各都道府県の税務担当者から

の意見を求めております。それから、それだけで

は十分でないということで、さらに住宅の新築の税

多いような府県などにつきましては、電話等で個

別に意見を求めてまして、その上で今回のような報

いでのいのじやないか、こういう御意見をちよう

だいしましたので、今回の改正に踏み切つたわけ

でござります。

○安藤委員

これは昭和五十三年度の話なんです

けれども、これまでの新築あるいは土地を買われ

た場合の件数、東京都で一年間に十八万件あるの

です。そして大阪府の場合は、両方合わせると十

二万件、愛知県の場合約六万件あるのです。それ

に対して、六十日以内に先ほどの申告を受けなけ

ればならぬ、それから調査をしに行かなくてはな

らぬというようなことで、これがとんでも

ない事務量がふえるのです。いままででしたら、

半年あるいは一年後に法務局へ調べに行つたりあ

るいは現地を見に行つたり等で処置をして実際

にやつてきたのです。ところが今度は、日にちを

切られる、来る、それを調査しに行かなくちゃな

らぬとかトラブルとかなんか全部仕事を引

き受け、とんでもないことになるんですよ。だ

けれども、いまの人員をもう二倍くらいにしてもらわ

なくちゃならぬというのが出てくるのも、これは

切実な話として当然だらうと思うのですが、そう

いふように思ひます。

○安藤委員

そこが非常に問題があるんですよ。

住みついた日、しかしそれは住みついた日がいつ

か。それが六十日すれすれになつたときに、いや、

おるのが実情でございます。

○石川委員

今回のようにお考えになつておられます。

五十五年度におきまして、地方財源の不足額は

なお二兆五百五十億円の巨額なものを持っておる

わけであります、かねてから六団体から地方財

政につきまして幾つかの改善要望が出されており

しては、こういつた大変厳しい財政環境の中でござりますから、現体制の中でそれぞれ御努力いただくしかないのですけれども、私どもも事務量が経過的にかなりふえるであろうという点についていろいろ心配もしております。

○安藤委員

実際のところを言うと、そういう心配もあるわけですね。

それからもう一つ、先ほどもちょっとお話しし

たのですが、六十日の出発点、新築した家を取得

した日というのをいつにするか、これは技術的に

非常にむずかしいのです。だから、これまでそ

れを法的に六十日なら六十日とはつきりとした日

にちでもつてかぶせることはしなかつたといふの

は、そういうところに非常にむずかしい問題があ

るからじゃないかと思うのです。それを今度こう

いうことにしますと、非常にむずかしい問題が出

てきますよ。だから、それはどの辺のところに置

いておられるか知りませんが、もしお考えがあつ

たらお聞かせ願いたいと思うのですが、そういう

ことだけでは、自治省なら自治省でお考えになつ

ておられるこのときが取得した日なんだと言つ

たって、納税者の方は納得する場合と納得しない

場合とありますし、訴訟問題だつて多発するん

じゃないかと思うのです。だから法的にはこれ

はかぶせられないといふこと今までのような

ことが行われてきたんだと思うのです。だから、

それはやはり今までどおりにやつてしまつとも差

し支えないと私は思うのです。だから重ねてその

ことを強く要望いたしまして、その取得した日と

いうのについて御見解があれば、時間がまだ

ちょっとありますから伺つておきます。

○石川委員

住宅を取得した日につきましては

は、地方税法にその住宅の最初の使用の日または

譲渡がなされた日とみなすという規定がございま

す。この考え方によつて現在、取得の日を決めて

おるのが実情でございます。

○安藤委員

そこが非常に問題があるんですよ。

住みついた日、しかしそれは住みついた日がいつ

か。それが六十日すれすれになつたときに、いや、

おるのが実情でございます。

○石川委員

そこが非常に問題があるんですよ。

住みついた日、しかしそれは住みついた日がいつ

か。それが六十日すれすれになつたときに、いや、

おるのが実情でございます。

【石川委員長代理退席、委員長着席】

五十五年度におきまして、地方財源の不足額は

なお二兆五百五十億円の巨額なものを抱えておる

わけであります、かねてから六団体から地方財

政につきまして幾つかの改善要望が出されており

あなたはもつと前に住みついておつたはずだ、そ

のものつと前に水道を引いたはずだ、電気を引いた

はずじやないかと言つても、電気は工事のときに

もう引いてある場合もあるし、あるいは工事のた

めに水が要るので水道も引いてあつたときもある

しと、何か客観的なものでつかまえる必要がある

と思うのです。それでなかつたら、荷物を運び込

んだ日を見ていなければならぬわけですよ。どう

やつてそれをつかまえるかというのです。あるいは

は、譲り渡しを受けた日といつたて、登記をし

た日なのか、実際に譲り渡しを受けて荷物を運ん

だ日なのか、住民票を持ってきたときなのか、い

ろいろこれは問題があると思うのです。しかも、

それをどのようにしてキャッチするのかといった

ら、これは非常にむずかしい問題がありますよ。

だから、その辺のところも十分考えておいていた

だきたい。先ほども申し上げましたけれども、こ

の二つの条項については削除すべきであるとい

うことを最後に強く要求をして、私の質問を終わり

ます。

だから、その辺のところも十分考えておいていた

だきたい。先ほども申し上げましたけれども、こ

の二つの条項については削除すべきであるとい

うことを最後に強く要求をして、私の質問を終わり

ます。

○部谷委員

すでに質問が第五番目でございました

て、およそ各質問者の方々が問題と思われるこ

とは私も同様な問題点と考えております。そうい

うことで、回を重ねてまいりますと大変やりにく

い面もありますが、しかし、党を代表してお尋ね

をするわけでございますので、重複がございまし

ておもひとつまたかかるべく御答弁をいただきた

い、このよう思うわけであります。

まず大臣にお尋ねをしたいと思うのですが、い

まさら申し上げるまでもなく、いまわが国が抱え

ております政治課題の中では現在の大きな懸案は、

やはり国、地方を通ずる財政の再建だ、こういう

ふうに思うわけであります。

ます。一つはやはり地方交付税の増強だと思います。もう一つは地方税の充実、三番目には地方債の改善、四番目に地方超過負担の解消、大きづばりに言つてこのようないつつの改善についての要望が出されてるのであります。それらの方針につきましては、今朝からの質疑の中でその大宗につきましては大体御答弁があつたようでございますので、私はその中で、地方税に関しまして政府はどういう対応をしておられるのか、まずその基本的な姿勢についてお尋ねしたいと思います。また、高度成長から安定成長へ転換いたしまして、エネルギー問題や高齢化社会問題も大きく浮かび上がつておる中で、何よりも財政環境が非常に悪化しておる現状を踏まえまして、地方税制はどうあるべきなのであるか、その中で、五十五年度の地方税制の改正はどのような位置づけがされておるのか、こういう点につきましてまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

いて今度どういうように改正しておるのだ、こういうことでございますが、いま御提案をいたしておりますのは、一つは、税負担の適正化といいますか、それは何よりも第一重点としてやろうではないかということ。それからもう一つは、こういった状況ですから、そう根本的な税制の改正はできませんので、現行の税制の中でできるだけひとつ税収確保を図つて、この二本の柱で税制改革に臨んでおるつもりでございます。

それから、先行きの地方税制のあり方の問題でございますけれども、これは何といいましても、私どもの立場は地方財源をもう少し充実しないと、本当の意味での地方分権といいましても空概念になるのですから、そこでもらん事務の配分の問題もありますけれども、しかしそうは言いませんが、いまのままでももう少し地方税制というものを何とか充実強化しなければならぬ、こういう基本的な考え方を持つてはおるわけでござります。ただ、けさも申しましたように、何といいましても地方団体というのは、三千百何それそれ

経済力が違うものですから、幾ら税制だけで完全に埋めろといつてみても、それをやりますと、どうしても税源が偏在しておりますので、そういうわけにもいかない。ならば、その点はやはり交付税で埋め合わせをしていく、これはありきたり從来から言つておることでございますけれども、この二つを何とかしるべき時期に――これは国との間の大変な問題になります。けさほど來しやつたらどうだ、聞いておつてよくわかるのです。しかし、これはよく考えますと、府県民税の税率だけでは地方政治というのはできないのですね。やはり納税者は一人ですから、これは個人の所得税と市町村民税の税率、それと府県民税の税率と、この三つを兼ね合わして考えなければならぬのですから、さしあたり微調整で済むものだから市町村の住民税で調整しましたという答弁をしておつたと思いますが、これは同じことが言えるのですね。

全体の税がふえるときであればこれはやりやすいのですけれども、そういうことは否定せられまである今日の状況でございますから、いまのままで地方税だけをどれをとつてやるといいまして、も、なかなか実際問題では苦しいということは間違ひありません。しかしながら、そうはいながらも私どもとしては、いまのままで満足しておるわけではありませんから、やはり地方制度調査会なりいろいろな御意見も承つておりますし、六団体あるいは地方団体からの意見も聞いておりますので、そこらを踏まえながら、あらゆる機会をとらえてその都度、その都度地方の独立税源を強化をしていく、この努力の積み重ね以外にはないのじやなかろうかなといううのが私の率直な考え方でございます。

○部谷委員 そこで次に、新税の関係についてお尋ねしたいと思いますが、その前に、先般同僚議員からも質疑の中で行われましたし、またけさからも、またきょうの本会議の中でも質疑が行われたのであります、十七次の地方制度調査会で要方でございます。

請がなされております。その要請の中身につきましてはもう申し上げるまでもないのですが、「答申事項のうち国庫補助金等の整理合理化、事務の再配分、國の地方出先機関の整理縮小など國と地方公共団体との関係に係る改善事項については、この際、内閣に強力な推進体制を整備し、地方公共団体との意見調整を図りつつ、その速やかな実現を図るよう強く要請する」、こういう強い要請に對応いたしまして、自治大臣を加えた関係閣僚の方でひとつこれが推進の方途を進めていきたい、總理もきょうこうした答弁をなさつたわけであります。ですが、そうした要請に對して、閣僚でそういう機關をつくるというだけでは強力な推進体制といふことにならぬと私は思うのですけれども、中身をどういうふうにしようとしておられるのか、もう少しその辺もあわせて御答弁をいただきたいと思ひます。

○後藤田國務大臣　その問題もこの内閣になつてから、政府で行政改革に着手しよう、そのときも何か一つ新たな機関をつくつてやつたらどうだという議論は實際あつたのです。ところが、いま御案内のようにいろいろな閣僚懇談会だ、協議会だ、調査会だ、いっぱいあるわけですね。そこで、そういう形にとらわれないで、基本は行管長官と大臣大臣と官房長官、そして地方問題が入るときには自治大臣あるいはまた学校問題が入れれば文部大臣も入つてもらうとかといったような、その都度その都度必要に応じて問題ごとに實際的な解決を図ろうではないか。そのとき、今までのやり方は大体事務局が事務方で打ち合わせをするわけですね。すると、これは大体まとまりません。絶対まとまらない。そうすると、まとまらないものはどこかといって今度は上方でやる、こういうやり方が普通なんです。これは實際は現実的な解決方法だと私は思うのですが、それではこういふた仕事は進まぬではないか。

そこで今度のやり方だけは、基本の大きな枠は上で決めてしまう。その決めたものを下へ下げて置いて、その具体化について事務方同士で相談

をさせようじゃないか。そこらがうまくいかなければ今度は、個別の閣僚折衝で一つ一つ片づけようというような体制で進もうでないか、こういうことになつたものですから、地方制度調査会等がいるのでですが、ひとつ今回の制度改正については、いま申したようなやり方で実際的な解決を目指してやってみようじゃないかということで、いま取り組んでおるわけでございますので、その点、御理解を賜りたいと思います。

○部谷委員 地方制度調査会の要請に基づきまして政府なりそうした機関が一体どういうふうな形で進んでいくのか、われわれとしましては大変関心の深いところでありますし、もう少し私たちの心の中に突き刺さるような御答弁を期待したわけでありますけれども、そうしたいわば行政改革への姿勢がどうもいまだしの感をぬぐうことができないわけであります。

そういう一面、行政改革の問題もありますし、また一方ではオイルショック以後、政府が財政主導型とも言ふべき公共投資による景気浮揚策をとつてこられたわけであります。一面ではそのことが借金体质というものを慢性化したのであります。しかし一方、その効果もなかつたわけではないのでありますし、五十四年度は税の自然増収を見たところであります。このことがまた五十四年度の交付税が大幅に伸びて、その増収分を五十五年度に回すといういわば異例な措置もとつたばかりであります。しかし、今後の経済の動向を見ますと、原油価格の高騰、あるいは先進諸国の景気の鈍化傾向、物価の著しい高騰、あるいは内外の厳しい経済環境などを考えますと、今後大きく自然増収を期待することは無理であろう、このような感じがするわけであります。

行き詰まりを見ると私は思うのでありますて、そういう行き詰まりの中で政府は、税源を新規に求められるのではないか、このような気がするわけですが、その点はどうでありますようか。地方財源の不足につきましては当然国が責任を持つことになるのでありますから、その方針

せんはおつしやるように戸税といふことを考えなければならぬのじやないか、いまこういう御説ですね。私も先行きはどうしたってそうならざるを得ぬのではないかなどと思うのです。しかし私どもは、これについては国会からすでに枠をはめられておりますし、同時にまた、私自身の考え方としても、何處も言ひますように、いまの水ぶくれの方

済審議会の「新経済社会七ヵ年計画」オローラ・アシブルー報告、これにおきましても、「昭和五十五年度中に実現できるよう諸般の準備を進めること」として、一般消費税については、その仕組み、構造等につき十分国民の理解が得られなかつた。したがつて、いかなる方法によつて所要の財源を確保して、いかにについて「国民の理解と協力を得つづけ

○後藤田國務大臣　いまの御質問は、経費の圧縮問題であります。果は期待できぬじやないか、こういう御意見が第一にあつたわけです。なるほど私もいまのやり方、行政改革等のやり方、これは私自身には私自身なりの意見があるのですが、一律の削減、機構あるいは定員、こういうものは結果として生まれてくることであつて、それによつてやることは、本當を言えばやり方としては逆だ。行政の改革といふのは、基本は事務事業の見直しから始まらなければいけないんだ。そうすることによって組織なり機構なり定員に及んでいて、最後に効率ある経費使用、こういうことにいくのがたてえだと私は思いますけれども、これは実際は言うべくしてなかなかむずかしいというようなことで、次善の策としていま政府としてはああいつたやり方をやつていると思います。しかし、それなりに効率的には限界が必ず生まれてくるであろうという御説のように思ひますけれども、これは実際は言ふべくしておるのであります。それではならぬとは思つておりますが、そういう点はやはり問題だなという問題意識は持つております。

縮減をやつた上で帳面を見て、どうしても間に合わぬ。恐らく間に合わぬという結果が出ると思っています。その段階に至つて初めて国民に協力を求めるべきであつて、いまのままではいかぬ。これは政治家として私の考え方なんです。

そういうことでござりますので、ただいま先生のおおしゃべり、経費削減といつてもどう効果はうまくいかぬのではないか、あるいはまた、自然増収といつてもそんなにうまく出ませんよ、税もうまくいかぬのではないか、政府はどうなさるのですかというところの御心配は、私自身も持っておりますけれども、さらばといって、そのままほつておくわけにはきません。いきませんのことで、何とかここは一つ一つの項目についてできる限りの努力をしていつて、経済的、財政的な急場といいますか、危機をしのいでいかなければならぬというふうに実は考えておるのが私の真意でございます。

○部谷委員 これも今朝来いろいろ言われたことですが、五十四年度の税制改正に関する答申、これにおきましては、一般消費税を実施すべきであります。

政府においてさらには検討を進めが必要がある」というふうに述べておるわけであります。つまり、五十四年度の編成方針では、五十五年度中に一般消費税、関係して地方消費税を導入するとしておりましたけれども、過般の総選挙にとりまして国民から拒絶をされた。しかし、引き続き、参議院選もあるのでこの問題はしばらくさわらないでおこう、こういうのが本音ではないかという気がするのですが、大臣いかがでしようか。

○後藤田国務大臣 税の改正の問題については、先ほどお答えしたこれが私の考え方の基本でございます。ただ御質問の点は、いわゆる一般消費税の問題ですが、これは御承知のように否定をせざるを得ないが、いまで大蔵省等が考えておつたいたいわゆる一般消費税と、いうものは、まだ実現できる環境は熟していないと思います。したがつて、あのままの形ではやはりあらうなるのだということでしょうが、いまで大蔵省等が考えておつたいたいわゆる一般消費税といふことはできないことは当然だと思います。そしたら先ほどいうのが私の率直な考え方です。かしながら先ほど言いましたように、やるべきことなど、つこつこ、最後の長いこと、うとい

法人事業税の本来の姿は、やはり外形標準課税方式であるのが本然の姿であると私は考えております。それは、事業税というものが応益原則による物税であること。(二番目に、欠損法人は事業税を負担しないということは応益原則に反し、税の負担が均衡を欠いておる。三番目に税収が安定を欠く、こうした理由からであります。政府も本来法人事業税は外形標準課税によるべきであるとお考えであるのかどうか。また、今後とも外形標準課税を導入するようむしろ政府が都道府県を指導すべきではないかと思うのでありますが、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○石原政府委員 事業税の本質が事業活動に対する応益関係に着目して税負担を求める、こういう性格の税だとするならば、赤字であるから全く負担がないというのはおかしいではないかという議論、これは昔からある議論であります。現に政府の税制調査会の答申におきましても、たとえば昭和四十六年の長期答申においては、事業活動の実態をより的確に反映するような課税標準を採用することが望ましいという意味で、いわゆる外形標準課税の導入について是言をいたしております。

それから二番目の、いまの景気の状況だから然増収、そう期待はできぬじやないかということですが、この点につきましては、あるいはそうちもしぐれませんけれども、私は実は景気の先行きにそれほどどのあれは持つておりません。いまわれわれが考へているような程度の增收は期待できるであらう、かように考えております。しかしそれでも、それじや一体必要な行政費は十分賄えるのかといえば、これはなかなか賄えないじやないかという気がしているのです。それだけにしよ

るるいう旨の提言が行われまして、また地方制度調査会の十七次答申では、一般消費税が導入された場合を想定した上での答申がなされておるわけです。そして、五十五年度の税制調査会の答申ではこういうふうに述べておられます。一般消費税について、「国民の十分な理解を得るに至つていなければならぬ」と考へられるところから、昭和五十五年度においては、同税によらない財政再建の手立てを講ずることとする。」こういうふうに述べておられました。また五十五年一月二十五日に出されました経

事をやめた上で、さて最後の軸としてどうなさる、なつたときにはどうするかということにならざるを得ないわけですが、その場合に一体どう考えるだということですが、いわゆる一般消費税といふ形では無理であろう。しかしながら、現在の日本の税制の中での直間比率、そういうふたようことを考えたりいろいろしますと、いわゆる一般消費税という形ではなくても、何らかの形で支出にした税制、これはいずれの日にか課題としてがつてござるを得ないのでないかな、かよう

しかし、この問題につきましてはその後、いわゆる一般消費税の導入問題と関連して論議され、今日に至っております。午前中も申し上げましたようにその過程におきましては、いわゆる一般消費税の導入を前提にして外形標準課税の実質的な解決を図る手段として、地方消費税を設けることがあります。しかしこの大前提が崩れた現在、外形標準課税の問題は、いわばもとに戻って検討しな

ければならない課題になつてきていると思います。そういつた意味で私どもは、これまでの検討の経過あるいは事業税の性格論、さらに今後の地方財源の増強の具体的な内容、こういつたものを総合勘案しながらこの問題について取り組んでいかなければならぬ、このように考えております。

○部谷委員 この外形標準課税につきましては、全国知事会の中に置かれました地方行政基本問題研究会、ここから長年にわたり毎年毎年繰り返し提言をされておるところであります。去年そのことが中断されたのは、いまお示しのように地方消費税と外形課税とのかかわりの中、消費税が出てくれば当然そのことは解決する、こういうことから五十四年度は中断されたかつこうになつておると思うわけでありまして、そのこともまた政府の方から繰り返し御答弁あつたところでありますので、これ以上お尋ねをすることはやめますが、もう一つ、事業税に関連をいたしまして、特定不況地域の認定中小企業者に対する事業税等の優遇措置の適用は、通産省の指定した三十地域のみでなく、自治省の指定した百三地域にも適用すべきではないか、このことにつきまして昨年、この委員会で議論があつたようではあります。このことは大変大事な問題であるので今後の検討課題として取り組んでいく、こういう御答弁がされておるわけでございますが、どのような検討がされたのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○石原政府委員 ただいまお尋ねの件でございますが、昨年の本委員会で具体的な検討を約束したところを聞いてみましたが、私は実は昨年はこの仕事を担当しておらなかつたものでござりますけれども、内容をもう一遍わかりました……。

○部谷委員 これは衆議院地方行政委員会審議概要、去年のものです。それの中に事業税のところで、「特定不況地域の認定中小企業者に対する事業税等の優遇措置の適用は、通産省の指定した三〇

地域のみでなく、自治省の指定した一〇三地域にも適用すべきではないか」という質疑に対し、

御答弁の要旨は、滋賀自治大臣の答弁といたしまして、「自治省の指定した地域も、通産省の指定した地域と不況の実態は変わらないので、税制上の優遇措置を講じた方が良いと思う。ただ、現在の事業税等の仕組みからすれば、通産省の指定した地域のようには國税で措置されるものでもなければ事業税の地方税だけ措置することは困難である。大事な問題であるので今後の検討課題としてとり組んでいく」と答弁している。これは衆議院の機関から出された記録の中にあるものですから、これをちょっとお尋ねしてみたのですが……。

○石原政府委員 事業税の課税上の特例につきましては、やはり多くの場合國税の方の扱いと大体合わしておるものですから、通産省の指定地域以外の地域について事業税独自の措置として税制上の優遇措置を講ずるということは、その後大臣の御答弁にありますように検討課題として検討したことと思いますけれども、具体的にはなかなか結論が出なかつたのではないかと思います。

○部谷委員 けさの新聞を見ますと、通産大臣と経済企画庁長官との間で電気料金値上げの問題についてまだ合意に達しない、そういうことで官房長官預かりというふうに記事が出ておりましたが、三党と自民党との間の合意は御承知のように、大体四千円をめどに引き上げよう、こうしたことではありますし、電気料金につきましては、いまいろいろと微妙な段階に来ておるようではあります

が、大企業界が最低五二%を希望しておりますのに対しまして、いろいろな話の中から想像いたしましたが、大企業界が最低五二%を希望しておられます。大企業界が最低五二%を希望しておられますのでないか、これは私の推測であります。電気税の関係につきましては、そうした過程がはつきりしておらないわけありますから議論の進め方が非常にむずかしいのですが、御承知のように民社党は、電源開発の問題あるいは電気税の問題等々、こうした電気の関係につきましては非常に関心の深い、特に深めておる政党でございまして、一つの仮定の上に立つてお尋ねをしてみたくなりますけれども、具体的な案をひとつお示し願いたい、また、その根拠をお示していただきたいと思います。

○後藤田国務大臣 四党間の申し合わせでござりますので、政府といたしましては誠意をもつて申

し合わせの実現に向かつて努力をいたします。

電気税の免稅点の引き上げにつきましては、いまの免稅点以下の世帯が新しく課稅世帯になるといったようなことのない限度において免稅点の引き上げを実施いたしたい。つきましては、まだ電氣料金の値上げは決まっておりませんから、これは二十一日ぐらいになるのじゃないかなと推定をいたしておりますが、それが決まりますれば即刻また地方税法の一部改正ということで、本当に委員の皆さん方には申しわけありませんけれども、事柄がこういつた事柄でございますので、何しろ低額所得者の減税ということをございますので、何とかひとつ御支援をいただいて審議をしていただくことができますようにお願い申し上げておきたいと思います。

○部谷委員 けさの新聞を見ますと、通産大臣と経済企画庁長官との間で電気料金値上げの問題についてまだ合意に達しない、そういうことで官房長官預かりというふうに記事が出ておりましたが、三党と自民党との間の合意は御承知のように、大体四千円をめどに引き上げよう、こうしたことではありますし、電気料金につきましては、いまいろいろと微妙な段階に来ておるようではあります

が、大企業界が最低五二%を希望しておられますのでないか、これは私の推測であります。電気税の関係につきましては、そうした過程がはつきりしておらないわけありますから議論の進め方が非常にむずかしいのですが、御承知のように民社党は、電源開発の問題あるいは電気税の問題等々、こうした電気の関係につきましては非常に関心の深い、特に深めておる政党でございまして、一つの仮定の上に立つてお尋ねをしてみたくなりますけれども、具体的な案をひとつお示し願いたい、また、その根拠をお示していただきたいと思います。

○部谷委員 これは衆議院地方行政委員会審議概要、去年のものです。それの中に事業税のところで、「特定不況地域の認定中小企業者に対する事業税等の優遇措置の適用は、通産省の指定した三〇

において電気料金の値上げがされずに、また電気税の免稅点の引き上げが行わないとした場合、つまり料金も電気税も現行のままであるとした場合に、世帯ごとにかかる電灯料金の電気税の合計額は九百八億八千五百万円というふうに推計しております。これは通産省の推計であります。そこで、仮に免稅点が引き上げられずに電気料金が五〇%引き上げられるといたしますと、電灯料金にかかる電気税はその九百八億の半分、五〇%でありますから、約四百五十五億円の增收が見込まれることになります。また、免稅点を四千円に引き上げることは、これまでの免稅点以下であった世帯を値上げ後も課稅対象としないといふ意味で当然の措置であると思うのですが、この点についてひとつ御見解をいただきたいと思いま

す。○石原政府委員 いろいろな前提を置いてのお話をございますが、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、今回の電気料金の値上げが非常によく大幅である。私どもは一般の家庭に及ぼす影響も非常に大きいという点に配意いたしまして、今回値上げの内容が決まり次第、その率を基礎にして現在、免稅世帯になつてある世帯が料金値上げの結果課稅世帯にならないよう、必要な調整措置を講ずるという考え方で準備をしているところであります。したがいまして、その限りにおいてどういう数字が出てまいりますか、四千円といふような話がありますけれども、これも大前提になります。家庭用の電灯料金のアップ率が決まりますと五〇%から五一%、この辺で最終的には決まるのではないか、これは私の推測であります。それから、一般家庭用の電灯料金に係る税収について先ほど御指摘のあった数字、私どもそのような数字と思つております。したがつて、仮にそれが五割上がれば四百何十億ですか増収があることとも事実です。ただこの点につきまして、税収の増だけが論議されているんありますけれども、私ども財政の立場からいたしますと、同時に、これが五割上がれば四百何十億ですか増収があることとも事実です。ただこの点につきまして、税収の増だけが論議されているんありますけれども、私ども財政の立場からいたしますと、同時に、

まず、通産省の試算によりますと、五十五年度

増加になります。地方財政全体として見ますと、電気料金の引き上げに伴う電気税の増収額の相当部分は歳出の増になつて出ていくんではないか、このようない見方をいたしております。

○部谷委員 いまいろいろと免税点以下の人に電灯料金がアップになつてもかからぬような措置、配意をしたい、こういふうな御答弁でございましたが、免税点が二千四百円から四千円に引き上げられる、四千円というのは全く根拠のない数字ではないのです、四党間でその目標でやろうという数字なんですから。やはりその辺に焦点を合わせて議論していただきたいのですが、大体この辺におさまると私も確信をしておるのであります。また、電気料金のアップ率もいま申しましたように、業界の希望とそのほかのいろいろな情勢から勘案して、五〇%あるのはそれよりちょっと上に行くかなという程度、五〇%ということで議論することは全く荒唐無稽というか、現実を離れた議論ではございませんので、さらにお尋ねをしたいと思うのですが、いま二千四百円のいわば分岐点にある家庭、二千四百円の免税点で分岐点が二千四百円となつておられるわけですが、そのように大きく三千円に引き上げ、五〇%料金がアップされる場合には一体どの辺が分岐点になるのか、その辺の試算はしておられますでしょうか。

○石原政府委員 電気料金の値上げもいずれ二一兩日のうちに結論が出る話でありますから、具体的な想定の場合もかなり現実味を帯びてきておると思うのですけれども、私たちも耳にしております話では、電気料金全体の平均は五一とか二とかいう話が聞こえておりますけれども、この免税点の計算をする場合は、電気料金全体の平均アップ率ではないに、一般家庭用の電灯料金のアップ率がどのくらいになるかということに関係があるわけです、免税点の計算はそちらの方のアップ率を使つておりますから。そちらについては私どもの聞いておるところでは、電力料金よりもかなり低くなる、四〇%台でもかなり低いところが議論されておるやに聞いております。したがいま

して、いまの二千四百円の免税点の再検討も当然、この電灯料金の方のアップ率を基礎に検討されることになるのではないか、このように私どもは理解いたしております。

したがいましていまお話しのように、免税を五〇%で四千円とした場合に免税対象世帯のシェアがどうなるかというお尋ねが、どうも私どもも予想しております姿とかなり違つておるものですから、なかなかお答え申し上げにくいのですけれども、ただ、五〇%で四千円という前提に立てば、現在四二・三%という免税点のシェアがかなり上昇するのではないかだろうか、四七・八%くらいまで上がっていくのではないかと思います。

○部谷委員 いま掲げました数字、もちろんその内容はいろいろな要素を持つておるわけですが、

ますから、単純な御答弁がいただけないことは理

解をいたしますが、素人的にいろいろと単純な試算をわれわれしてみるわけなんありますが、免

税点が四千円に引き上げられるということになり

ますと、いま料金値上げが五〇%といいたしますとそれを一・五で割った数字、つまり二千六百六十円、これがいまの二千四百円に相当する分、こ

ういうふうに考えられるわけです。そういたしま

すと、今度四千円に引き上げられることによって、

現在の料金制度で言うところの二千四百円から二

千六百六十六円、つまり一百六十円ほどの部分が

免税にさらに加わる、こういうことに単純計算か

らいくとなると思うわけです。現在の激しい物価高に悩まされておる低所得者層の負担軽減の立場

不十分である、こういふうに思うわけでありま

す。

そこで、標準家庭の電灯料金は、日経の調査に

よりますと、八つの電力会社で三千三百七十二円

から三千八百五十八円、この間に大体おさまつておるという数字が示されております。また、東京

すると標準家庭で五千百七十円、こういう負担になります。

〔委員長退席、大石委員長代理着席〕

標準家庭以下の電灯料金には電気税を課すべきで

ない、こういう観点からいたしますと、いま挙げ

された数字をいろいろと勘案いたしますと、免税

点は少なくも五千円に引き上げるべきだ、このよ

うな数字が出てくるわけであります。民社党的予

算修正案における当初案、最終的には四千円で合

意したわけであります。当初実はわれわれは五

千円の案を出しておつたわけでありまして、その

五千円案の根拠は実はここにあるわけであります。

私はこの四千円にかかるとさらに五千円ぐら

いの引き上げをやつてしまかるべきではないか、

こういふうに思うのであります。御見解をい

ただきたいと思います。

○石原政府委員 私どもは先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、電気税は所得課税を補完する支出課税として非常にすぐれた税だとい

う基本の考え方であります。そしてこの電気税は言葉になれば、標準世帯といふ普通の家庭の方には負担していただくべきものだ、このように考へておられます。ただ、零細な消費は排除するといふ意味で現在御案内のように、総世帯の四一・三%が免税世帯になつておりますけれども、この

ような四割も免税世帯になるといふのは消費税としていかがなものかという議論などもあるわけであります。いずれにしてもその当否はともかくとして、現在の免税世帯割合は何としても維持した

い、維持すべきものだと考えておりますけれども、それをさらに普通の標準世帯といふまじょか標準消費といいましょうか、そういうところまで

免税対象にするというものは、電気税の消費税としての性格からしていかがなものであろうか、こんなふうに考えております。

○部谷委員 免税点を四千円に引き上げようとする措置は標準家庭が対象とならない、つまり標準家庭以下のところで分岐点がある。電気料金の値上がりはそのまま電気税の増収、先ほどから申し

上げますように、あなたの方は今度は歳出でかなり出るんだとおっしゃるけれども、かなり大きな増収につながることは間違いないわけであります。むしろ何か便乗値上げをされておるのではなくいかというふうな気さえするわけであります。

五〇%の値上げがされた場合に、たとえば東京

電力に例をとつてみると、標準使用量は百九十九

キロワットアワーで三千四百四十七円であります

から、この三千四百四十七円を五〇%引き上げま

すと標準家庭で五千百七十円、こういふ負担になります。

そこで、標準家庭の電灯料金には電気税を課すべきであります。私はここで大変強い

三円が電気税になつておるわけであります。五

〇%の値上げをしたといたしますと、電気税は二

百五十九円となつて八十六円の負担増、こういう

ふうになるわけであります。私はここで大変強い

言い方になりますが、電気税の税率も当然引き下

げるべきである、こういふうに思うのをござい

ますが、御見解をいただきたいと思います。

○石原政府委員 御見解をいたしました。御答弁申し上げましたように、電気税は所得課税を補

完する支出課税として非常にすぐれた税だとい

う基本の考え方であります。そしてこの電気税は言葉になれば、標準世帯といふ普通の家庭の方には負担していただくべきものだ、このように考へておられます。ただ、零細な消費は排除するといふ意味で現在御案内のように、総世帯の四一・三%が免税世帯になつておりますけれども、この

ような四割も免税世帯になるといふのは消費税としていかがなものかという議論などもあるわけであります。いずれにしてもその当否はともかくとして、現在の免税世帯割合は何としても維持した

い、維持すべきものだと考えておりますけれども、それをさらに普通の標準世帯といふまじょか標準消費といいましょうか、そういうところまで

免税対象にするというものは、電気税の消費税としての性格からしていかがなものであろうか、こんなふうに考えております。

○部谷委員 免税点を四千円に引き上げようとする措置は標準家庭が対象とならない、つまり標準家庭以下のところで分岐点がある。電気料金の値上がりはそのまま電気税の増収、先ほどから申し

上げますように、あなたの方は今度は歳出でかなり出るんだとおっしゃるけれども、かなり大きな増収につながることは間違いないわけであります。むしろ何か便乗値上げをされておるのではなくいかというふうな気さえするわけであります。

五〇%の値上げがされた場合に、たとえば東京

電力に例をとつてみると、標準使用量は百九十九

キロワットアワーで三千四百四十七円であります

から、この三千四百四十七円を五〇%引き上げま

すと標準家庭で五千百七十円、こういふ負担になります。

〔委員長退席、大石委員長代理着席〕

標準家庭以下の電灯料金には電気税を課すべきで

ない、こういふうな気さえするわけであります。

五〇%の値上げがされた場合に、たとえば東京

電力に例をとつてみると、標準使用量は百九十九

キロワットアワーで三千四百四十七円であります

から、この三千四百四十七円を五〇%引き上げま

すと標準家庭で五千百七十円、こういふ負担になります。

思うのであります。具体的に今回の電気料金の値上げに関連いたしまして地方の財政支出もかなりふえてまいりますので、そういう意味からも税率は、現在の5%を維持していただきたいというのが私どもの考え方でございます。

○部谷委員 時間が来たようではありますので、電気税の最後のお尋ねをしたいと思います。

仮に電気料金が5%値上げされた場合に電気税の税収は三千八百九十四億円となりまして、五十五年度の電気税収入見込み額二千五百九十六億円を一千二百九十八億も上回る、こういうことになるわけです。一千五百九十六億円が電気税の五十五年度の収入見込み額でありますから、単純にこれを一・五倍いたしますとそういう数字が出てくるわけであります。電気料金が値上げされまして免稅点を四千円に引き上げたといつしまして、私の試算では一千百十七億円の増収となります。つまり、免稅点四千円、5%のときの電気税収額は、これはほかのところから出した数字であります、三千七百十三億という数字が出ておりますが、それからいまの収入見込み額を引きますと、千百十七億という増収が出るようになります。これだけの増収というものはやはり国民に還元すべきだと思うであります、五十五年度の電気料金が5%値上げされた免稅点を四千円とした場合、税率をいま1%下げまして四%とした場合でも、税収は二千九百七十一億円となりまして、五十五年度の見込み額をおなつております。これだけの増収というものはやはり国民に還元すべきだと思うであります。二十八億円で、三百六十八億円の減収というふうになります。

実はきょう労働四団体が政府に対し要請をしておりますが、その要請書の中にも、電気税の免稅点を最低限四千円まで引き上げるとともに、税率を3%に引き下げるなど、こういう要望書を政府に対して出しておるのはずであります。ですからそうした試算をしてみたわけであります

が、3%となつた場合でも税収は、いま申しまし

たように二千二百二十八億円で、先ほどの五十五年度の電気税収入見込み額から三百六十八億円の減、こういうことになります。これは市町村税収見込み額七兆八千九百八十三億円の実は〇・四六%、〇・五%に足りない数字であります。こうした観点から考えましても、税率を1%引き下げまして3%とするることはむしろ当然の措置である、こういうふうに思うわけでございますが、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○石原政府委員 先ほど御答弁申し上げましたよ

うに、電気料金の引き上げに伴いまして電気税に増収が生ずることは確かであります。その増収額がどのくらいになるかは料金の引き上げ率によるわけでありますけれども、かなり大きな額になるであろうということは事実であります。しかし一方、地方公共団体が維持管理しております各種の公共施設等の電気料金も同時に引き上げられるわけでありますから、その財政支出の増大もこれまたかなり大きな額になります。料金のアップ率を想定しないと具体的な計算はできませんけれども、新聞紙上等で伝えられているような料金のアップ率を前提にして計算いたしますと、地方の支出の増の方も九百億近い額になるのではないかという試算を私はしております。もちろんこれは普通会計だけではございませんして、公営企業会計等を考えればもとと金額は大きくなるしたがつて、今回の電気料金の引き上げに伴う電気税の増収は、そのかなりの部分が歳出の増によって相殺されるというふうに考えられますので、今回の料金の値上げを理由として税率の引き下げを行うといふことは贅意いたしかねるわけであります。

〔大石委員長代理退席 委員長着席〕
それからまた、初めに申し上げましたように、電気税の消費税としての性格からして、5%という税率はもはや限界に来ているのではないか、これが以上引き下げるることは消費税として適当でないのじやないかこのように考へる次第であります。

○部谷委員 いろいろ見解は異なりますが、時間が参りましたので、これで終わります。

○塩谷委員長 田島衛君。
○田島委員 地方税法等の一部を改正する法律案の内容、その趣旨等について数点お伺いをしてみたいと思います。

まず、中身の幾つかの問題についてお伺いしてみたいと思うのですが、その一つは、個人均等割の引き上げについてであります。

この個人均等割の引き上げについては、地方公共団体の行政サービスの向上等を考慮してという説明がされておるわけですが、しつこいようすでれども、向上しているからその引き上げを求めるのだということなのか、その引き上げをすることによって行政サービスの向上等を期待するのだという意味なのか、どちらの意味なのか、まずひとつ教えてもらいたいと思います。

○石原政府委員 住民税の個人均等割は、言ふなれば住民税の性格を最も端的にあらわした税でありまして、地域社会の費用を広く負担いただくという税制の理念を実現しているものであります。そこで、この均等割につきましては、そういった一種の会費的な性格の税であるという理解がなされています。したがいまして率直に申しまして、この引き上げによつて行政サービスの向上の財源を得るというよりも、最近における行政サービスのコストアップというものを反映する趣旨で税率の改定をお願いしているというふうに私どもは理解いたしております。

○田島委員 そうすると、御説明にある地方公共団体の行政サービスの向上というのは本当はそう期待できないんで、その後の方の物価水準の変動等を考慮してとられた措置だ、こう受け取つてよろしいということですね。

○石原政府委員 現在市町村民税の均等割につきましては御指摘のように、市町村の人口段階区分に応じまして均等割の税額に差が設けられております。この考え方は、地域社会の費用をひとしく負担していただけ性格の均等割でございますけれども、その地域社会の費用、行政コスト、行政サービスの水準というものが市町村の人口段階によつてかなり差がある。そういう事実に着目して、平たく言いますと、田舎よりも大都会の方が行政が割高についているという実態に着目して均等割についても、大きな都市については比較的高い額で、田舎の方は低い額で税負担をお願いするというふうに現行制度は構成されておる、このように理解

年度で百五十三億、平年度で百七十八億。これで本当に行政サービスの向上というのが、目に見えるようにといふのはもともと無理でしようけれども、期待できますか。

○石原政府委員 先ほども申し上げましたように、この百五十三億なり百六十億なりといふの金額で行政水準の引き上げを期待するというのではなく、最近における行政サービスの向上、価格の上昇だけでなしに実質的な意味のサービス水準の向上というようなものに対応して均等割の税額も引き上げていただく、いわばこれまでの行政水準のアップに見合つて負担も引き上げていただこうという趣旨でございます。したがつて、この金額で今後引き上げを期待するということよりも、これまでの引き上げの結果をそこに反映させていただくというような考え方でございます。

○田島委員 それから、それは一応御説明を理解するとして、先ほど道府県についても段階を持つこの段階の持ちは本当に妥当だと思われるか、べきではなかろうかという意味の御意見がありますけれども、私は逆に、人口五十万以上の市、人口五万以上五十万未満の市、その他の市町村、本来この区分の生まれた根拠といいますかこれはどこにあるのか、逆にそちらの方を聞かしてもらいたいと思います。

○石原政府委員 現在市町村民税の均等割につきましては御指摘のように、市町村の人口段階区分に応じまして均等割の税額に差が設けられております。この考え方方は、地域社会の費用をひとしく負担していただけ性格の均等割でございますけれども、その地域社会の費用、行政コスト、行政サービスの水準というものが市町村の人口段階によつてかなり差がある。そういう事実に着目して、平たく言いますと、田舎よりも大都会の方が行政が割高についているという実態に着目して均等割についても、大きな都市については比較的高い額で、田舎の方は低い額で税負担をお願いするというふうに現行制度は構成されておる、このように理解

○田島委員 その場合でも、五十万という段階の置き方というのは何か特別に根拠があるのですか、そのことと、それから、人口が密集している市というのはそれなりに整備されているといふことも言えるわけですね。そうでないところは、それなりに未整備であり、これからお金がかかるといふことも言えるわけなんだけれども、そういう点を考えても、やはりこの区分の仕方は妥当だと思われますか。

○石原政府委員 現在の人口区分というのは、かなり以前につくられた今までござりますから、現時点で五十万とか五万とかといふ刻みが、それで絶対に変える必要がないかどうか、この辺は大いに議論があると思います。五十万というのは、かつては人口五十万以上の市がいわゆる指定都市の指定要件になつておつた、いわゆる大都市というふうな基準が五十万以上というような考え方もかつてあつたわけでござりますけれども、いまでは五十万都市といふのはかなりふえてきておりまします。それから、下の方の基準の五万といふ基準にいたしましても、現在の均等割制度ができるところと最近ではかなり実態が変わつてきている。そういう意味で私は、この区分が絶対的なものだとは思つております。いずれ時代の推移に応じて見直しをしていくべきものであろうと思います。

ただ、税額に差を設けている理由は、やはり大きな都市ほど行政水準が高い、そうしてまた、それに応じて行政コストも高くついているという考え方であります。もちろん社会的、経済的、文化的、技術的な面でいいますと、田舎の方がむしろ大きいじゃないかという議論もありましたけれども、住民税の均等割の性格が各地域の行政から住民が現に受けるサービスの差といふものがある程度反映させるという意味合いからいたしまして、現在は大きな都市ほどサービス水準が高いという意味で金額が高くなっているのであります、このように理解いたしております。

○田島委員 次に、不動産取得税に関連して伺つてみたいと思うのですが、農業委員会のあつせんによる一定の農地の交換分合により取得した土地に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長について

でありますけれども、今度の改正の考えていることは大体わかりますが、本来この特例措置そのものの存在の意義といいますか、希求するところはどういうことだと考へていいのか、どういうことをためにこの特例措置を設けているのか。

○石原政府委員 不動産取得税に限らず、固定資産税その他の税におきましても、課税標準の特例あるいは税額の軽減措置等いろいろな意味の特例措置は、その対象事業の公益性、公共性というものに着目して設けられているものであらうと思ひます。

この農業委員会があつせんします農地の交換分合につきましても、農地の交換分合があるということは不動産の交換売買があるわけであります。しかし農地の交換分合といふのは、農家の農業生産条件の改善という非常に高い公益性を持つておりますので、これを奨励するという国家的な政策目的に沿うということで從来、この交換分合の対象地域がいざれか片方が農業振興地域あるいは第一種生産緑地地域に該当すれば、この対象にしておつたわけです。しかしこれからは、公益性があるということとこの特例は残しておりますけれども、対象は若干しほつていんじゃないか。具体的には、交換対象となる農地がいざれも農業振興地域あるいは第一種生産緑地地域、これは今後とも将来にわたって農業的な土地利用を考えていかなければならぬ地域でありますから、そういうふうに考えて改訂を行つてありますから、そういうふうに考えて改訂を行つてありますから、所管省であります農林省の御意見も十分拝聴いたしまして、こういう措置でもやはり特例措置を残すこと必要である、こういうことで今回の改訂に至つたわけであります。

○田島委員 次に、新築住宅とその土地に係る課税標準等の特例措置に今度新しく既存の住宅についても特例措置が設けられたことは、大変結構なことだと思います。

十五平米以下、一平米当たりの価格が八万七千円以下の中古住宅につきましては、百六十平米以下は対象にしないという制限を設けましたが、これは新築の場合ですね、それから既存の住宅を求める場合には、床面積は同じく百

六十五平米以下ですけれども、今度は価格の方が七万七千円以下ということですが、この床面積の制限それから平米当たりの価格の出した根拠と、今後どういう変動を与えるのか、このままずっとこの価格で固定していくのか、やはりそのときの情勢に応じて動いていくのかということと、それから既存住宅を求める場合には下限があるわけですね、床面積四十平米以上で百六十平米以下の下限がついた、新築の方にはない、その新築と既存住宅との違い、つまり下限をつけるのとつけないのとはなぜなのか、その説明をひとつください。

○石原政府委員 まず、新築住宅につきまして百六十平米以下に限るという基準を設けたあるいは一平米当たりの価格が八万七千円以下というような基準を設けたその根拠であります。面積の方の百六十平米以下といったものは、現在の所得税における住宅取得控除あるいは住宅貯蓄控除、それから登録免許税の軽減措置、こういったものはいざれも百六十平米以下という基準になつております。これらとのバランスを考慮して決めたわけであります。それから、一平米当たりの価格の上限を八万七千円といたしましたのは、現在の固定資産の評価額で耐火建築の一一番上の基準が八万七千円であります。言うなれば、現在の固定資産評価基準で一番高い水準よりもさらに上回るものは特例対象を御遠慮いただいていいのじやないか、このような考え方に基づいて八万七千円という金額にしたわけであります。したがいましてこの金額は、将来とも一定不变ではございませんで、将来また固定資産の評価基準が変わつた場合にこの金額をどうするか考えなければならない、検討しなければならない性格のものである

それから次に、中古住宅につきましては、百六十平米以下は対象にしないという制限を設けました。た場合にこの金額をどうするか考えなければならない、検討しなければならない性格のものである

の住宅というのは住宅の水準としては決して望ましくないものであるという考え方からこれを除外したわけです。しかし新築住宅の場合には、共同住宅とか寄宿舎なども新築住宅にはありますし、また、増改築の場合には当然かなり狭い面積の場合もありますので、新築住宅の場合には四十平米という下限は設けなかつたわけあります。いずれも住宅の実態に着目してこのような基準を設けた次第であります。

○田島委員 大体御説明の趣旨はわかるのですけれども、わざわざこむずかしいことを言うわけじゃありませんけれども、求めようとする住宅——新しく建てる場合は、これがわかつてているから百六十平米におさめてくださいといふことも言えます。ところが新しく求める場合、たとえばほんの一坪、三・三平米多い。本当はそれはいいだけれども、それだけオーバーしちゃうと特例措置を受けられぬという場合なんかは、まことにもつて気の毒だし、幾ら法律といえども少し動脈硬化症みたいな感じがするのですが、それと同じように平米当たりの単価にしても、新築では八万七千円以下、片一方が七万七千円以下、もうちょっと出せばもう少し、ここはこう、子供たちのためにだれのためになんといふのだけれども、出しあうとまずいといふと、この特例措置に特別な一つの数字を入れたために、またその入れ方の方法のために、善意の住宅取得者に対する何か意欲をそいでしまう。だから、オーバーしてもいいからこの部分だけについてといふならこれはわかるけれども、これ以上オーバーしたらもうだめですよといつたら、ちょっとこの決め方そのものが何か融通がきかな過ぎると思うのですけれども、どうでしょか。

○石原政府委員 おつしやる趣旨は、いわゆる基礎控除方式といいましょうか、そういうた考え方の方が多いのじやないかという御趣旨かと思いますが、ただ、適用要件などを決める場合には、やはりそれによって該当するかしないかの判定をせざるを得ないと思うのであります。そうした場合

に、一定の線を引けば引いたで、ボーダーラインのところをどうするかということは常に問題になります。したがつて、その一定の線がいまの社会経済情勢の中で妥当なものであるのかどうか、説得力のあるようなものであるのかどうかが問題だと思います。

そういう意味で、百六十平米という面積基準は率直に申しましてかなり高い水準ではないか。いや、低いのだという御指摘もあつたのですけれども、たとえば現在の新築住宅の例で申しますと、そのうちで百六十平米を超えるものは5%程度しかない、統計上見ますとその程度しかないといふことですから、大部分は百六十平米以下に入っておりますので、いまの線の引き方が非常に実態に合わないということはないんじやないだろうかと思います。それからまた、先ほど申しましたように、この線は所得税の住宅取得控除その他ほかの住宅に関連する税制とのバランスをとつておりますので、そういう意味でも、不動産取得税だけ別の基準というのもこれまで別々の意見が出でてくると思うのであります。

それから、平米当たりの単価の八万七千円も先ほど申しましたように、現在の固定資産の評価基準で申しますと耐火建築では一番高いランクのものであります。これは評価基準でござりますから、ほど申しますと耐火建築ではございません。そこで申しますと耐火建築では八万七千円になつてゐるわけです。しかしそれよりもさらに違う基準で、全部銅ぶぎだと純ヒノキだとかいふことになると、これは基準そのものが上になつてしまつますから別なんですかねども、少なくとも固定資産評価基準で八万七千円のものになつておられます。つまり、通常の家で八万七千円の基準にひつかかるというのは余りないというふうに私どもは聞いております。そういう意味で私は、今回設けた基準そのものはかなり説得力があるのではないかと理解しております。

○田島委員 人それぞれの考え方があるでしょうけれども、確かに百六十平米、五十坪ですから、まあまあ五十坪だったりということは私にも理解できますけれども、単価の方は、今日の経済情勢のことですから、耐火建築としてはこれは最上だという御説明ですけれども、そのくらいの数字、たちまちばんばんと頭を出すくらいのことは簡単

にこの社会情勢の中ではあり得ることだと思うのですよ。それで頭が出てしまつたからもうだめというのじゃ、ちょっと何のための特例措置かと思うのですけれども、大臣どう思われますか。

○石原政府委員 繰り返し申しますが、八万七千円というのは一つの固定資産の評価基準の数字で、不動産取得税の方もこの評価基準を使うわけです。ですから、これから三年間はこの評価基準で計算をする。したがつて、実際の建築単価というのばかりここのこところ上がつておるようですがけれども、不動産取得税を課税する場合は一つの評価基準で評価するわけですから、時価ではございませんので、三年間はこの評価基準で計算するということでございます。時価が上がつたからすぐ上がりこがります。時価が上がつたからすぐ上がつてしまふといふものではありません。

○田島委員 そうすると、要するに実際にはどれだけかかるかも、公表をこれで抑えればいい、こういうことになりますか。

○石原政府委員 これは評価基準でござりますから、たとえば実際の家屋のどういう材料を使ってどういう屋根がわらでどういう仕上げでというようないろいろな基準がござります。その基準の中で、いまの耐火建築の一一番上の基準が八万七千円になつてゐるわけです。しかしそれよりもさらに違う基準で、全部銅ぶぎだと純ヒノキだとかいふことになると、これは基準そのものが上になつてしまつますから別なんですかねども、少なくとも固定資産評価基準で八万七千円のものになつておられます。つまり、通常の家で八万七千円の基準にひつかかるというふうに私どもは聞いております。そういう意味で私は、今回設けた基準そのものはかなり説得力があるのではないかと理解しております。

したがつて、事業所税の課税標準としては、各事業所がその地域社会から受ける受益のパロメーターとして何を使うか、事業活動の程度といふのを何によつて把握するかということだと思うのです。行政需要を引き起こす原因になつてゐる、行政の恩恵を受けている、あるいは新たな行政需要を引き起こす原因になつてゐる、こういうようなことから税負担を求めているわけですから、事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市、特に比較的規模の大きな都市における都市環境整備等の財源に充てるための目的税として設けられた税でありまして、その大都市地域における事業所の事業活動に着目して、事業所が事業活動をするにつきまして、その地域社会にいろんな意味で直接間接お世話になつてゐる、行政の恩恵を受けている、あるいは新たな行政需要を引き起こす原因になつてゐる、こういうようなことから税負担を求めているわけですから、事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市環境の整備改善とどういう関係があるのか。もちろんこれは今度初めてそうするのではなくて、いままでそうしておつたわけですが、その事業所があることと、その事業所による企業活動と行なっている従業員の数とか給料の額と、その事業所のある回りの都市環境の整備改善とどんな関係があるのか。

○石原政府委員 事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市、特に比較的規模の大きな都市における都市環境整備等の財源に充てるための目的税として設けられた税でありまして、その大都市地域における事業所の事業活動に着目して、事業所が事業活動をするにつきまして、その地域社会にいろんな意味で直接間接お世話になつてゐる、行政の恩恵を受けている、あるいは新たな行政需要を引き起こす原因になつてゐる、こういうようなことから税負担を求めているわけですから、事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市環境の整備改善とどういう関係があるのか。もちろんこれは今度初めてそうするのではなくて、いままでそうしておつたわけですが、その事業所があることと、その事業所による企業活動と行なっている従業員の数とか給料の額と、その事業所のある回りの都市環境の整備改善とどんな関係があるのか。

したがつて、事業所税の課税標準としては、各事業所がその地域社会から受ける受益のパロメーターとして何を使うか、事業活動の程度といふのを何によつて把握するかということだと思うのです。行政需要を引き起こす原因になつてゐる、行政の恩恵を受けている、あるいは新たな行政需要を引き起こす原因になつてゐる、こういうようなことから税負担を求めているわけですから、事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市環境の整備改善とどういう関係があるのか。もちろんこれは今度初めてそうするのではなくて、いままでそうしておつたわけですが、その事業所があることと、その事業所による企業活動と行なっている従業員の数とか給料の額と、その事業所のある回りの都市環境の整備改善とどんな関係があるのか。

したがつて、事業所税の課税標準としては、各事業所がその地域社会から受ける受益のパロメーターとして何を使うか、事業活動の程度といふのを何によつて把握するかということだと思うのです。行政需要を引き起こす原因になつてゐる、行政の恩恵を受けている、あるいは新たな行政需要を引き起こす原因になつてゐる、こういうようなことから税負担を求めているわけですから、事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市環境の整備改善とどういう関係があるのか。もちろんこれは今度初めてそうするのではなくて、いままでそうしておつたわけですが、その事業所があることと、その事業所による企業活動と行なっている従業員の数とか給料の額と、その事業所のある回りの都市環境の整備改善とどんな関係があるのか。

したがつて、事業所税の課税標準としては、各事業所がその地域社会から受ける受益のパロメーターとして何を使うか、事業活動の程度といふのを何によつて把握するかということだと思うのです。行政需要を引き起こす原因になつてゐる、行政の恩恵を受けている、あるいは新たな行政需要を引き起こす原因になつてゐる、こういうようなことから税負担を求めているわけですから、事業所税は、ただいまお話をありましたように、都市環境の整備改善とどういう関係があるのか。もちろんこれは今度初めてそうするのではなくて、いままでそうしておつたわけですが、その事業所があることと、その事業所による企業活動と行なっている従業員の数とか給料の額と、その事業所のある回りの都市環境の整備改善とどんな関係があるのか。

いう考え方には言うなれば、事業税における外形標準課税と共通する考え方でございます。企業活動、事業活動をそいつた給与の支払額、これは別の意味で言うと、付加価値の一要素でありますけれども、そういうものに求めるという考え方ではないかと理解しております。

○田島委員 事業所税の資産割の方は大体わかりますよね。それも本当に因果関係がどれだけあるかということは疑問だと思うのですけれども、理解できないことはありませんけれども、従業者割といういわゆる従業員の給与総額に一定の決められたパーセンテージを掛け取るというのは、その因果関係はまことに不可思議だと思うのです。たとえば相当りっぱな事業所であれば従業員が多いとは必ずしも限らない。うんと合理化して、機械はがつちりあるけれども人間様はそんなおらぬというところだつてあると思うのです。それと、昔の町工場式で人間は大せいいる、だけれどもその事業所の力は大変弱い、そういうところだつてあると思うのです。むろんどちらかと言うと、その事業所の持つている力、そこに立地条件を持つてどれだけその事業所が豊かな内容を築いておるかということの方は因果関係はわかるけれども、その事業所にいる従業員の数と給料の額というのは、どう考えても余り理解できないのですが、私の悪い頭でわかるように説明してもらえませんか。

○石原政府委員 かつてシャウブ税制のもとで、事業税に付加価値基準を導入する付加価値税という制度を設けたらどうかということで、そういう税制が実行されようとしてありますが、この考え方なども、企業活動を最も正確に反映するものは各企業の付加価値である、その付加価値といふ利潤とか、こういったものを合わせたものが付加価値だ、こう言われております。シャウブ税制における付加価値の一番大きなウエートを占めておりますのは支払い給与の額だったと思いま

す。そういう意味で、企業活動をはかるパロメータとして付加価値が一番妥当だ、その付加価値の中で今日で一番大きなものは給与の支払い額だ、こういう考え方方が昔からとられております。

今度の事業所税につきましても事業活動のパロ

メーターとして何をとるかということでいろいろ議論があつたわけですが、二つの要素、すなわち事業所の面積それから従業員に支払う給与、この二つの要素をとることが最も妥当だと考えたわけです。先ほど来、面積の方は説得力があるけれども、従業員に支払う給与の方はどうも説得力がないという御指摘もあるのですけれども、逆に非常に面積が大きくて、その割りに生産性が上がらないというか利益が上がらないような企業からは、面積ばかり基準というのにおかしい、もつともコンパクトな企業もあるんだから、面積以外の要素、すなわちいまの給与とかそういうものにもつとウエートを置くべきだという逆の議論もあります。いずれにいたしましても今日、事業所が地域社会から受けける利益のパロメーターとして事業活動の程度をはかるものとしては、事業所の面積、それから雇用している従業者に支払っている給与といふのはバロメーターとしては妥当なのではないか、このように私は思うわけです。要するに、たくさんの人を抱えて、たくさんの給与を払っている企業というのは、それだけその地域社会の中で活発な事業活動を行つてているんだ、その地域から受ける恩恵も大きいんだという考え方も、これはまた説得力があるのではないかと思うのであります。

○石原政府委員 事業所税ができるときには、ただいま先生御指摘のような議論があつたようになります。現に道府県が事業税というものをつくる、名前は違うけれども実体的には事業活動に対する課税という意味では同じじやないか、二重課税じゃないかという議論が當時もあつたようあります。ただ事業税は、道府県のいわば普通税として、道府県の一般財源を賄う税として課税されておるわけですから、事業所税は、大都市地域における都市整備事業の目的財源としてこの税を設けた、普通税ではなくしに目的税として事業活動と都市整備の財政需要との関連性に着目してこういった税を設けたという意味で、二重課税の議論とは若干違う面があるということです。この税が設けられたように承知しております。

そこで、その事業活動がその地域社会、特に大都市地域における都市的施設の整備の必要性を引き起こしているということに着目してこの税を設けています。たとえば自治省の局長さんたちならよくわかることですけれども、行政サービスだつて、人間でなければできないサービスもあれば、人間でな

くてできるサービスもあるのです。事業だつて同じで、どうしても人間の数をそろえなければできない事業もあれば、人間はいなくたつていいような事業だつてある。それを、ただ従業員の数、従業員の給料ということを考えることはどう考えても矛盾がある。ということは、どうい事業税といふものを取つておつて、その上にまた事業所税といふのを取ろうとするからそこに矛盾が出るわけなんじやないですか。そんなことを言うと、それはまずいでしようけれども、いまの事業税の課税のあり方なら大体納得されると思うのです。だけれども、事業所税といふのを新しく創設した、創設した以上、何らかの形の課税の方式を生み出さなければならぬ、それで考えたのが資産割と従業者割だけれども、それのものにもうすでに無理があるのではないかと思いませんか。少し妥当な改善が必要かなと思いませんか。

○田島委員 私はあくまでもこの事業所税そののあり方が大変間違いがあるんじゃないかと思うのですね。だけれども、そのことについての議論は少しお預けにしまして、次に地方道路譲与税法の改正。ここで従来二段階での制限があった、そのうちの一つを廃止したわけです、収入超過団体に對して。これはたとえば不交付団体、収入超過団体としては大変ありがたいことです。ありがたいことではあるけれども、本来、二段階の制限があった、そのうちの一つを廃止するんじやなく二つとも廃止すべきものじやないか、こう思ふことがあります。いまの財政事情で無理なのでせめて一つずつ、二つとも廃止すべきものじやないか、こう思ふことがあります。だから、二ついきなりはちょっと一つと、それから外していくのはどう考えておかないとと思うのです。そこらのところはどうですか。

○石原政府委員 言うなれば現在の制限方式は、もともとありました制限方式に付加する形で伸び率制限というものが導入されたものですから、外す場合には付加された方が外すのが順番ではないかということで外したわけであります。

なお、今回二つとも外したらどうかという御意見、もちろんそういう御意見もあろうかと思います。ただ、私ども具体的にこれの該当になります。たとえば東京都の財政状況を見ますと、二重に譲与制限を設けるには、いまの東京都の財政状況なりあるいは東京都の道路財源の状況からしてやや無理があるのではないかということで、この二段目の制限を廃止することにしたわけですが、しかしまだ依然として道路に投入しております目的財源の比率等からいたしますと、他の府県に比べて東

京都の場合は、何といいましょうか一般財源の投入割合は少ないわけでありますから、全国的にこれを廃止する時期ではない、このように考えていける次第でございます。

○田島委員 まことに物は言いよう理屈はつけようで、局長さんおもしろい理屈をつけているなあと思つて聞いていたんですねけれども、しかし、その局長さんがつくられたであろう説明の中にも、今回二段階の一つの制限を廃止した、「これは、収入超過団体の最近の財政状況が、この制限措置の創設時と比較してかなり変つてきていること等を考慮したもの」だ、こういうのですね。十一年たつてかなり変わってきたというなら、二十年たつたらなお変化が大きいんじゃないでしょうか。だったら古い方、その十一年たつた今度廃止したものよりも、残した方の二十年たつている方が御説明の趣旨に合うんじゃないでしょうか。

○石原政府委員 この制限の方式でございますが、もともとありました制限方式は、本来の普通の譲与基準で普通の団体と同じように譲与基準額を計算した額から、財源超過額の二割の額かまたは算出額の三分の一の額かいずれか小さい方の額を引くという方式がもともとあります。その方式によつて計算した譲与額が、前年度に対して全國平均の伸び率以上に伸びた場合に、その伸びた分をカットするというのが一段目の制限方式です。ですから、仕組みとしてもとの方を外すといふわけにいかないと思うのです。もとがあつて初めて二段目の制限方式というのが成り立つてゐるわけですから、やめるとすればこの二段目の方からしか外しようがないじゃないかといふ技術的な事情もございまして、外すとすれば、二段目の方を外してからそのもとの方をどうするかを考えるべきぢやないか、もとの方を先に外しちゃうといふわけにいかないんじやないか、このように思ひます。

○田島委員 いずれにしても、この地方税法の一部改正案については、私ども新自由クラブの立場として大変賛否の立場に迷つてゐるところでし

て、それだけに慎重に聞いておるわけなので、いまでの御説明は御説明として、今後の考え方としてはどういう考え方を持たれるか、ちょっとつけ加えていただきたいと思うのです。場合によつたら大臣からでも結構でございます。

○石原政府委員 この道路譲与税の譲与制限の規定は、設けられた当時の背景からいたしまして、関係団体の道路の財政事情と道路目的財源との関係、特に道路費に対する一般財源の投入の状況、こういつたものを総合勘査いたしまして、地方交付税の不交付団体に対しては譲与制限を行うことがより公平になるゆえんである、こういう判断のもとにこの制度ができるものと思います。したがいまして、こういつた制度はいずれも、その各時点時点の財政状況、特に道路整備の状況によって判断されるべきもので、一定不变のものではない

と思ひます。したがつて、将来東京都の財政がどうなるか知れませんけれども、不交付団体の財政、不交付団体の道路整備の状況というものが譲与制限になじまないような状況になれば、その時点でのこの譲与制限の制度そのものを見直さなければいけませんし、また逆に、ふくらんだ財政状況が非常によくなつて道路の目的財源をそれほど要する必要がないという事態になれば、また譲与制限を強化するという議論も起つて得ると思うのです。ただ一般的な傾向としては、不交付団体と言われる団体におきましても最近は非常に財政状況が苦しくなつてきておりますから、今回の譲与制限の一部廃止ということは今日では大変必要なことではないか、このように思つております。

○田島委員 今度の改正案の中の何点かについて具体的に聞いてきたわけですが、今度は、今度の地方税法改正そのものの根本的な問題に少しうかれてみたいと思うのです。

説明には、国、地方を通ずる財政の再建が大変急務だ、そういうことで今度の改正が考えられてゐるわけです。財政再建が急務だということはわかるけれども、その財政が今日のよう悪化した原因というのは一体那辺にあると考えておられるのか、ちょっと伺つてみたいと思うのです。

わゆるばらまき福祉を一生懸命やつた。政治の方を担当する者たちも、言うなれば人気取り、迎合的政策に狂奔した。そのためにはあおもろいようにと言つては申しわけないのですけれども、大変伸びのよかつた税収が社会資本の充足に充てられずに消費的な行政の方に充てられた。その消費的な行政というのは当然にそこに組織機構の膨張を生み人員の増を生んだ。それがちゃんと義務的経費としてそのまま雪だるま式にたまつてきた。これがまず一つの原因だと考えています。それが得ると思うのですが、どうでしょうか。

○土屋政府委員 いろいろとお話をあつたわけですが、確かに高度成長期においてかなり行政のレベルアップというものが行われた。その中で、社会資本の充実の面にも確かに向けられたわけですが、それが別といたしまして、少なくとも福祉の充実という面にかなり向けられたということも事実でございます。そういったことから、税収がオイルショック以降落ち込んだ場合でも、一定のレベルは義務的に維持せざるを得ないという経費もかなりあつたということは、御指摘のとおりだと思っております。そういう中にさらにまた、世界情勢のいろいろな変化の中でわが国に置かれた立場というものは、ある程度借金をいたしましても景気の浮揚のためにかなり公共投資等を伸ばさなければならない、それが加わつて、今日のような累積赤字といふようなことになつたのはなからうかというふうに考えております。

○田島委員 それから、予算編成の基本的やり方といいますかね、きのうもさうも相変わらず予算の編成といふのは、國も地方も例外なしに前年度実績主義といいますか、前年度実績を一つの基準にして考える、これが非常な弊害を生んでいるのぢやないかと思うのです。具体的な細かいことは言いませんけれども、そのために本来、最小の

経費を求めるべきものが最小でなくなつちやつたり、最大の効果を求めるべきものがそうでなくなつちやつたりしておるのじやないかと思いますけれども、そういう点、予算編成のあり方につい

しかし、それは税金を取る場合の一つの課税の根拠、課税の理由であります。具体的に一定の社員からどういう形で税を負担してもらうかという段になりますと、行政から受ける恩恵に応じて、いわゆる応益的に税金を負担していただ

あれあつたら、一般善良なる住民から税金を取れないんぢやないかと思うのですけれども、基本的考え方としてどうでしようか。それについては、行政局は大変制裁に積極的だつた、財政局の方が

本日の会議は、この間が長いなりまくして、
申上げましたように、基本は私どもはきちんと
としておるわけでござります。ただ、給与でない
ことやつぱり研究課題だと思つております。

申し上げましたように、基本は私どもはきちんとお申しあげます。ただ、給与でないお手当の出張旅費等をこまかしたといったようなベースを一体財政的にどう扱うか、これはもうひきつづり計算額もござります。

算編成の問題になるわけですが、私どもが全国的な立場で地方財政計画という形でそういった地方の予算というものを考えます場合でも、やはり基本にはいまおっしゃいましたように、従来からずっと継続してやつてきただもの、これは直ちに捨て切れない、いろいろとつながりもあるということです。でもすれば従来からやつてきたような仕事を頭に置いて、それをどうするかといったような形で考えがちになるということは御指摘のとおりでございます。しかし、いまのように財源も不足であり、きわめて効率的な経費の支出というふうなことを考えなければならない時期においては、一般的によく言われますけれども、いわゆるゼロベース予算的な考え方あるいはサンセット方式とかいったような意味で、もつと基本に立ち返つて、経費の使い方についてもう少し工夫を講すべく、やったたということは、やはり反省すべき点が

と、やはり税というのには能力に応じて負担していくべきだ、一定の地域社会の中で限られた一定の財源を税金で調達しようとすると、その構成員の負担能力、具体的には所得その他の負担能力に応じて税を負担していただくべきだ、これはいわば応能原則と言われております。この二つ目の原則が税金の原則としては昔から言われているのですけれども、やはり課税の根拠としては、確かに行政から恩恵を受けるという理由で税金を負担するんだということでありましても、具体に税負担をどのように配分するかということになりますと、負担能力といふのをより中心に考えていいかなければならないんじゃないだろうか。しかるに、同じ税金でも、国税の場合には応能原則が中心であるべきだと言われ、地方税の場合には恩益原則を重視すべきだ、このようなことも言われて

らその要点だけ、どういうことでどうなのかを
ちょっとと聞かせてください。

○土屋政府委員 私どもと行政当局とが特に異
なつておるわけではございませんで、結局、財政
の面からこの特別交付税の分配分というものをどう
考えるか、その際に、いわゆるやみ給与的な問題を
はどう考えるか、そこへ焦点を当てていろいろ議
論した結果、私どもとしては統一的に特別交付税
の算定に当たっては、従来から国の支給率を上
回つて支給された期末、勤勉手当、いわゆるプログラ
マアルファについては当然これは減額対象とし、
かつまた、その減額率も十割に引き上げるとい
うことにしてたわけであります、なお、条例によつ
て国との率を上回る支給率が定められている場合だ
けでなくして、いろんな形で、超勤とか研究費、研
修費、特殊勤務手当といった名目でいわゆるやみ
給与として支給されているものについても、職員
に一律に支給されているような場合は実質的にブ
ラスアルファとして、これはもう減額対象として

ので、答えを求めていいかどうかわかりませんけれども、一つの役所にあらわれた現象というのはまず全般的に行われていると思って間違いない。私どもも地方政治はそう短くはなくやってきたのですけれども、官公労なんというのはそんなに甘いものじゃなくて、どこかの役所だけやらしておいてほかはやっていないところがあるなんということは絶対ない。それはどこかの役所でやっていたら、どこの役所も全部ちゃんと横の連絡をぴしっととつてやっておるはずです。そのぐらいのことばはやっぱり自治省もしっかりと考えてやってもらわぬと、あっちこっちでもみだへちまだといつてやつておいて、善良なる住民の皆さんよ、税金を少しよけい出してくださいなんということは言えた義理じやないと思うのですよ。その点をぜひひとつ今後もよく考えてみていただきたいと思うのです。

そこで最後に、今度のこの地方税法の改正の本

そこで最後に、今度のこの地方税法の改正の本
のねらい、理由、目的はどこにあるのか。本当に
ども、一つの役所にあらわれた現象というのは
必ず全般的に行われていると思つて間違いない。
松ともも地方政府はそう短くはなくやつてきたの
とそれども、官公労なんというのはそんなに甘
いものじやなくて、どこかの役所だけやらしてお
いてほかはやつていないとこころがあるなんとい
うことは絶対ない。それはどこかの役所でやつてい
たら、どこの役所も全部ちゃんと横の連絡をび
しつとつてやつておるはずです。そのぐらいの
ことはやっぱり自治省もしつかり考えてやつても
うわぬと、あつちこつちでやみだへちまだといつ
つやつておいて、善良なる住民の皆さんよ、税金
を少しよけい出してくださいなんということは言
えた義理じゃないと思うのですよ。その点をぜひ
ひとつ今後もよく考えてみていただきたいと思う
のです。

○田島委員 次に税と反対給付。税金というのは、
わざでござります。

おりりますけれども、いずれにしても、この二つの原則は税金を考える場合の非常に重要な考え方であろうと思います。

ラスアルアードとして、これはもう演繹的象としておるわけであります。

当のねらい 理由 目的などはあるのか 本当に みたのか、これによつて何をしたいと思つてゐる

されずに取られる税金というのは、悪税だと言わ
れてもしようがないと思うのですけれども、その
点どうでしようか。税と反対給付との関係、私の
考えているような考え方には異論ありますか、どう
ですか。

なつてきましたから、これも私が言うまでもない
およそ原則的なことで、されども、最小の経費で
最大の効果を上げる、これが行財政の根幹だと云
うのですけれども、果たして最小の経費でとい
う精神が生かされているのかどうなのか。たとえば
やみ給与に対する制裁措置については、自治省と

点がありますけれども、ほとんどが実質的にプログラマーとしてとえられるものと考えております。今回の配分に当たつても、そういういた判断でしたものはすべて対象にしたわけでござります。ただ幾分か若干、たとえばある出先単位でぐるくなつて何か空超勤をやつたとかといったようなものの扱いが、余裕財源というかつこうでどうなどと

いはうが説教の項目にして、國の地方自治体からいろいろな説金を内々ふのが、國の地方自治体からいろいろな

については一部見合させたようですが、それとも、そのことの是非についてはいろいろ議論はあるが、そ

うな意味で恩恵を受けてしているから、それのしれない対価といいましょうか、それに見合つて税金を負担しているのだという説明がなされております。

一方において、都市税源の強化としての事業所税率引き上げを行う。さらに、道路目的財源としての自動車取得税の暫定税率の延長をお願いする。その他、個人の住民税の均等割の改正を予定しておりますが、これらはいずれも、現行税制によつてできるだけの財源を確保しようという考え方のものとに改正をお願いしているわけであります。したがいまして、今朝来いろいろ御議論がありましたが、いわゆる税制の抜本改正というようなものは残念ながら、今回の改正の内容には含まれていないと思います。これらの問題はいずれも今後に残された大きな課題である、このように考えております。

○田島委員 どうもありがとうございました。終わります。

○塙谷委員長 次回は、来る二十一日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十九分散会